

新	旧
原子力災害対策マニュアル 平成24年10月19日 (平成25年 9月 2日一部改訂) (平成26年10月14日一部改訂) (平成27年 6月19日一部改訂) (平成28年12月 7日一部改訂) (平成29年12月26日一部改訂) (平成31年 3月29日一部改訂) (令和 2年 7月27日一部改訂) (令和 4年 9月 2日一部改訂) (令和 6年 7月 2日一部改訂) (令和7年10月10日一部改訂) <u>(令和8年 〇月 〇日一部改訂)</u> 原子力防災会議幹事会	原子力災害対策マニュアル 平成24年10月19日 (平成25年 9月 2日一部改訂) (平成26年10月14日一部改訂) (平成27年 6月19日一部改訂) (平成28年12月 7日一部改訂) (平成29年12月26日一部改訂) (平成31年 3月29日一部改訂) (令和 2年 7月27日一部改訂) (令和 4年 9月 2日一部改訂) (令和 6年 7月 2日一部改訂) (令和7年10月10日一部改訂) 原子力防災会議幹事会

新	旧
はじめに (略)	はじめに (略)
目 次	目 次
原子力事業所編	原子力事業所編
第 1 原子力災害対策の主な枠組み 8	第 1 原子力災害対策の主な枠組み 8
第 2 関係省庁における対応要領 15	第 2 関係省庁における対応要領 15
第 1 編 事態ごとの組織・応急対策業務等..... 15	第 1 編 事態ごとの組織・応急対策業務等 15
第 1 章 情報収集事態 15	第 1 章 情報収集事態 15
第 1 節 組織 16	第 1 節 組織 16
1 中央 16	1 中央 16
2 現地 16	2 現地 16
第 2 節 応急対策業務 17	第 2 節 応急対策業務 17
1 情報収集・連絡 17	1 情報収集・連絡 17
2 テレビ会議システムの起動 17	2 テレビ会議システムの起動 17
3 広報体制の構築 17	3 広報体制の構築 17
第 3 節 体制の移行 19	第 3 節 体制の移行 19
1 情報収集事態が解消した場合 19	1 情報収集事態が解消した場合 19
2 警戒事態に相当することが判明した場合 19	2 警戒事態に相当することが判明した場合 19
第 2 章 警戒事態 20	第 2 章 警戒事態 20
第 1 節 組織 20	第 1 節 組織 20
1 中央 20	1 中央 20
2 現地 21	2 現地 21
第 2 節 応急対策業務 23	第 2 節 応急対策業務 23
1 情報収集・連絡 24	1 情報収集・連絡 24

新	旧
2 派遣準備の要請 26	2 派遣準備の要請 26
3 テレビ会議システムの起動 26	3 テレビ会議システムの起動 26
4 広報体制の構築 26	4 広報体制の構築 26
5 緊急時モニタリングの準備 <u>27</u>	5 緊急時モニタリングの準備 <u>26</u>
6 P A Z 内、U P Z 外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等 27	6 P A Z 内、U P Z 外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等 27
第3節 体制の移行 28	第3節 体制の移行 28
1 警戒事態が解消した場合 28	1 警戒事態が解消した場合 28
2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合 28	2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合 28
第3章 施設敷地緊急事態 29	第3章 施設敷地緊急事態 29
第1節 組織 29	第1節 組織 29
1 中央 29	1 中央 29
2 現地 32	2 現地 32
第2節 応急対策業務 35	第2節 応急対策業務 35
1 情報収集・連絡 36	1 情報収集・連絡 36
2 職員の非常参集 40	2 職員の非常参集 40
3 国の職員及び専門家の緊急派遣 40	3 国の職員及び専門家の緊急派遣 40
4 通信ネットワークの <u>確立</u> 44	4 通信ネットワークの <u>確認</u> 44
5 官邸対策室及び緊急参集チーム等 44	5 官邸対策室及び緊急参集チーム等 44
6 広報活動 44	6 広報活動 44
7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動 48	7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動 48
8 緊急時モニタリングの実施等 51	8 緊急時モニタリングの実施等 51
9 P A Z 内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z 内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等 <u>55</u>	9 P A Z 内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z 内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等 <u>54</u>
10 安定ヨウ素剤の服用準備等に関する P A Z 内の地方公共団体への要請. <u>57</u>	10 安定ヨウ素剤の服用準備等に関する P A Z 内の地方公共団体への要請 <u>56</u>
11 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送 <u>57</u>	11 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送 <u>56</u>
12 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 <u>58</u>	12 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 <u>57</u>

新	旧
第3節 体制の移行 59	第3節 体制の移行 58
1 施設敷地緊急事態が解消した場合 59	1 施設敷地緊急事態が解消した場合 58
2 全面緊急事態に相当することが判明した場合 59	2 全面緊急事態に相当することが判明した場合 58
第4章 全面緊急事態 60	第4章 全面緊急事態 59
第1節 組織 60	第1節 組織 59
【フェーズ1：初動対応】 60	【フェーズ1：初動対応】 59
1 中央 60	1 中央 59
2 現地 66	2 現地 64
【フェーズ2：初動対応後】 68	【フェーズ2：初動対応後】 66
1 中央 68	1 中央 66
2 現地 72	2 現地 70
第2節 応急対策業務 73	第2節 応急対策業務 71
1 原子力緊急事態宣言の発出 74	1 原子力緊急事態宣言の発出 72
2 原災本部及び原災現地本部の設置 76	2 原災本部及び原災現地本部の設置 74
3 原災現地本部の移転等変更手続 78	3 原災現地本部の移転等変更手続 76
4 被災者支援チームの設置 79	4 被災者支援チームの設置 77
5 原災本部会議の開催 81	5 原災本部会議の開催 79
6 原災本部長の権限及びその行使の考え方 83	6 原災本部長の権限及びその行使の考え方 81
7 関係局長等会議の開催 84	7 関係局長等会議の開催 82
8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催 85	8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催 85
9 プラント情報集約 87	9 プラント情報集約 89
10 オンサイトの事故収束活動 91	10 オンサイトの事故収束活動 91
11 実動組織の活動 93	11 実動組織の活動 91
12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 95	12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 93
13 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 99	13 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 97
14 安定ヨウ素剤の服用 109	14 安定ヨウ素剤の服用 106
15 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 111	15 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 108

新		旧	
1 6	緊急輸送（バス等避難手段の手配）..... 115	1 6	緊急輸送（バス等避難手段の手配）..... 112
1 7	原子力災害医療活動..... 117	1 7	原子力災害医療活動..... 114
1 8	健康調査・管理..... 120	1 8	健康調査・管理..... 117
1 9	警戒区域等への一時立入り等..... 122	1 9	警戒区域等への一時立入り等..... 119
2 0	緊急物資の調達・供給等..... 125	2 0	緊急物資の調達・供給等..... 122
2 1	飲食物の摂取制限・出荷制限..... 127	2 1	飲食物の摂取制限・出荷制限..... 124
2 2	放射性物質による環境の汚染への対処..... 130	2 2	放射性物質による環境の汚染への対処..... 127
2 3	経済・産業等への対応等..... 131	2 3	経済・産業等への対応等..... 128
2 4	原子力被災者の避難・受入先の確保..... 132	2 4	原子力被災者の避難・受入先の確保..... 129
2 5	広報・情報発信活動..... 133	2 5	広報・情報発信活動..... 130
2 6	海外等からの支援受入れ..... 140	2 6	海外等からの支援受入れ..... 137
2 7	行政文書の作成等、記録の保存..... 142	2 7	行政文書の作成等、記録の保存..... 139
第 3 節	体制の変更..... 143	第 3 節	体制の変更..... 140
1	全面緊急事態が解消した場合..... 143	1	全面緊急事態が解消した場合..... 140
第 2 編	事後対策業務..... 144	第 2 編	事後対策業務..... 141
第 1 章	事後対策業務..... 144	第 1 章	事後対策業務..... 141
第 1 節	組織..... 144	第 1 節	組織..... 141
1	中央..... 144	1	中央..... 141
2	現地..... 146	2	現地..... 143
第 2 節	事後対策業務..... 147	第 2 節	事後対策業務..... 144
1	関係省庁事後対策連絡会議の開催..... 147	1	関係省庁事後対策連絡会議の開催..... 144
第 3 編	機能班別業務・要員配置・外部専門家要員..... 148	第 3 編	機能班別業務・要員配置・外部専門家要員..... 145
第 1 章	機能班別業務..... 148	第 1 章	機能班別業務..... 145
1	各拠点別の基本的な役割..... 148	1	各拠点別の基本的な役割..... 145

新	旧
第2章 要員配置..... 178	第2章 要員配置..... 175
第3章 外部専門家要員..... 233	第3章 外部専門家要員..... 230
1 緊急事態応急対策委員..... 233	1 緊急事態応急対策委員..... 230
2 その他の専門家..... 234	2 その他の専門家..... 231
3 緊急時モニタリング要員及び資機材..... 237	3 緊急時モニタリング要員及び資機材..... 234
4 原子力災害医療に係る専門家..... 238	4 原子力災害医療に係る専門家..... 235
第4編 その他..... 239	第4編 その他..... 236
第1章 複合災害への対応..... 239	第1章 複合災害への対応..... 236
第2章 複数サイトにおける事故発生への対応..... 240	第2章 複数サイトにおける事故発生への対応..... 237
第3章 福島地域における初動対応の体制..... 241	第3章 福島地域における初動対応の体制..... 238
第4章 各省庁における参集要員の代替確保..... 243	第4章 各省庁における参集要員の代替確保..... 240
第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等..... 244	第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等..... 241
第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考 え方..... 245	第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考 え方..... 242
第5編 資料・各種様式..... 246	第5編 資料・各種様式..... 243
第1章 各種様式..... 246	第1章 各種様式..... 243
第1節 警戒事態..... 246	第1節 警戒事態..... 243
様式－1 要請案..... 247	様式－1 要請案..... 243
第2節 施設敷地緊急事態..... 252	第2節 施設敷地緊急事態..... 248
様式－2 人員等の輸送支援依頼..... 253	様式－2 人員等の輸送支援依頼..... 250
様式－3 要請案..... 254	様式－3 要請案..... 251
第3節 全面緊急事態（フェーズ1）..... 256	第3節 全面緊急事態（フェーズ1）..... 253
様式－4 公示案..... 257	様式－4 公示案..... 254
様式－5 指示案（原災法第15条第3項..... 259	様式－5 指示案（原災法第15条第3項..... 255
様式－6 原子力緊急事態宣言..... 261	様式－6 原子力緊急事態宣言..... 257

新	旧
様式－7 原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文 263	様式－7 原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文 258
様式－8 原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案 264	様式－8 原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案 259
様式－9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示 265	様式－9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示 260
様式－10 原子力災害現地対策本部の設置 266	様式－10 原子力災害現地対策本部の設置 261
様式－11 原子力災害現地対策副本部長の指名及び任命等並びに原子力災害 現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名 267	様式－11 原子力災害現地対策副本部長の指名及び任命等並びに原子力災害 現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名 262
様式－12 原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長 の順序 269	様式－12 原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長 の順序 264
様式－13 告示案（原子力災害現地対策本部の移転） 270	様式－13 告示案（原子力災害現地対策本部の移転） 265
様式－14 原子力被災者生活支援チームの設置について 271	様式－14 原子力被災者生活支援チームの設置について 266
様式－15 緊急事態応急対策等に関する実施方針 272	様式－15 緊急事態応急対策等に関する実施方針 267
様式－16 自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請 273	様式－16 自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請 268
様式－17 原子力災害対策本部長の権限の委任 274	様式－17 原子力災害対策本部長の権限の委任 269
様式－18 原子力災害対策本部長の権限の委任に係る告示 275	様式－18 原子力災害対策本部長の権限の委任に係る告示 270
様式－19 公示案（変更） 276	様式－19 公示案（変更） 271
様式－20 指示案（原災法第20条第2項） 277	様式－20 指示案（原災法第20条第2項） 273
様式－21 安定ヨウ素剤服用の指示 279	様式－21 安定ヨウ素剤服用の指示 274
様式－22 指示案（原災法第20条第2項） 280	様式－22 指示案（原災法第20条第2項） 275
第4節 全面緊急事態（フェーズ2） 283	第4節 全面緊急事態（フェーズ2） 279
様式－23 原子力急事態解除宣言 284	様式－23 原子力急事態解除宣言 280
様式－24 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止に係る 告示 285	(新設)

第1 原子力災害対策の主な枠組み

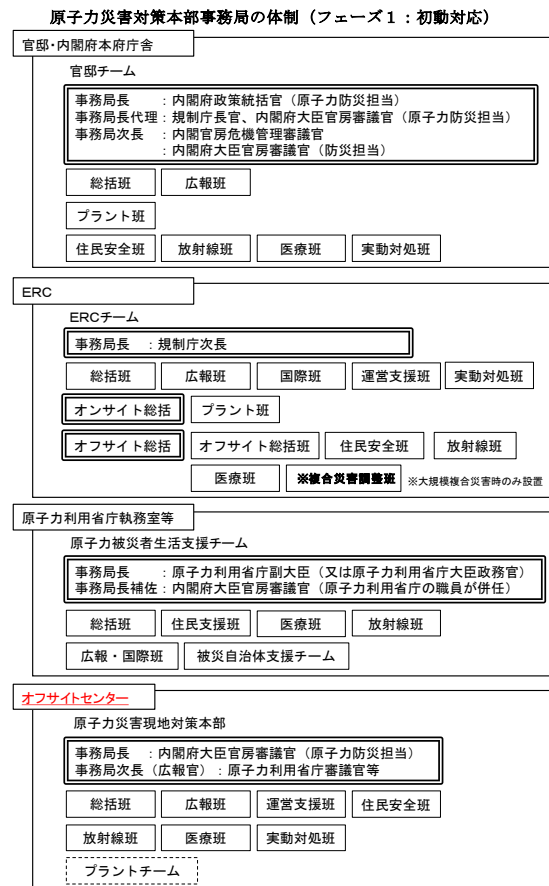
(略)

原子力災害対策体制の全体像 (略)

全面緊急事態における各対応拠点の役割(初動対応) (略)

事態進展に伴う主な対応事項(初動対応～初動対応後) (略)

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1：初動対応)



第1 原子力災害対策の主な枠組み

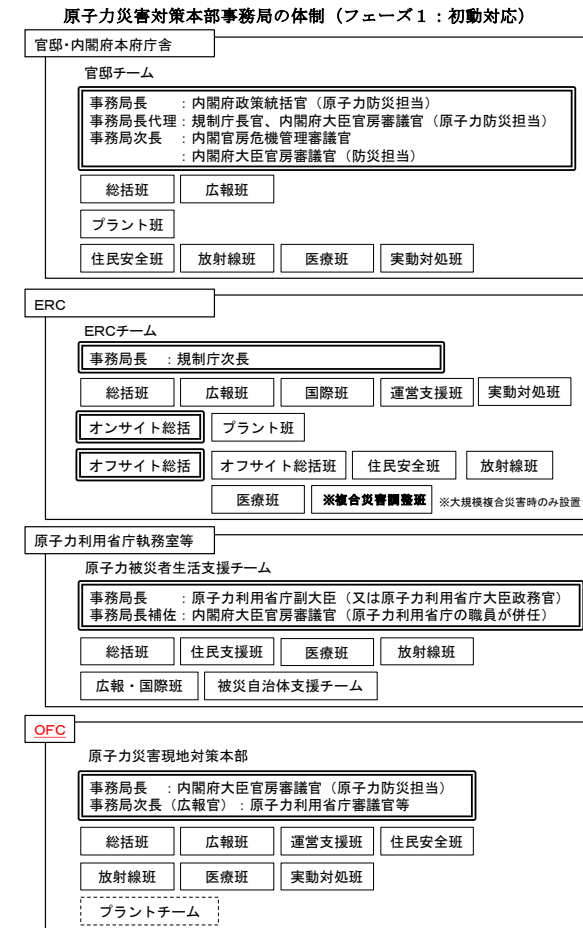
(略)

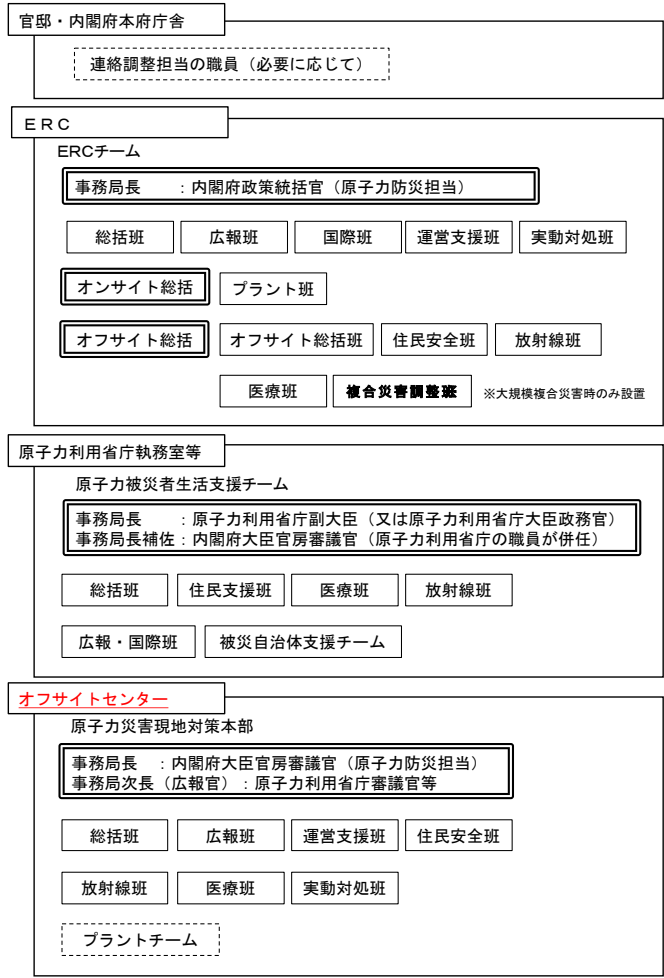
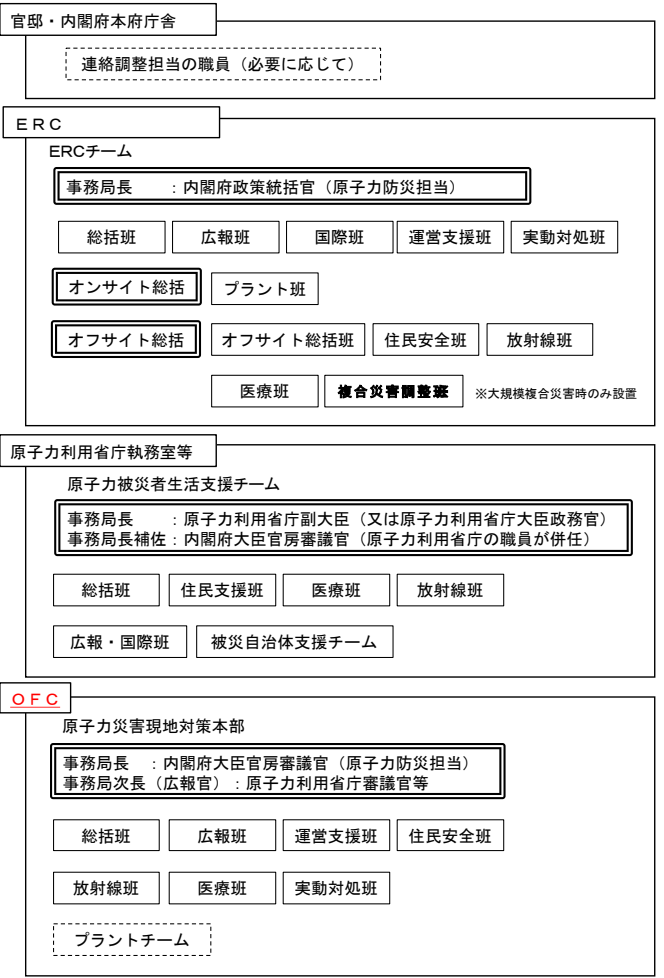
原子力災害対策体制の全体像 (略)

全面緊急事態における各対応拠点の役割(初動対応) (略)

事態進展に伴う主な対応事項(初動対応～初動対応後) (略)

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1：初動対応)

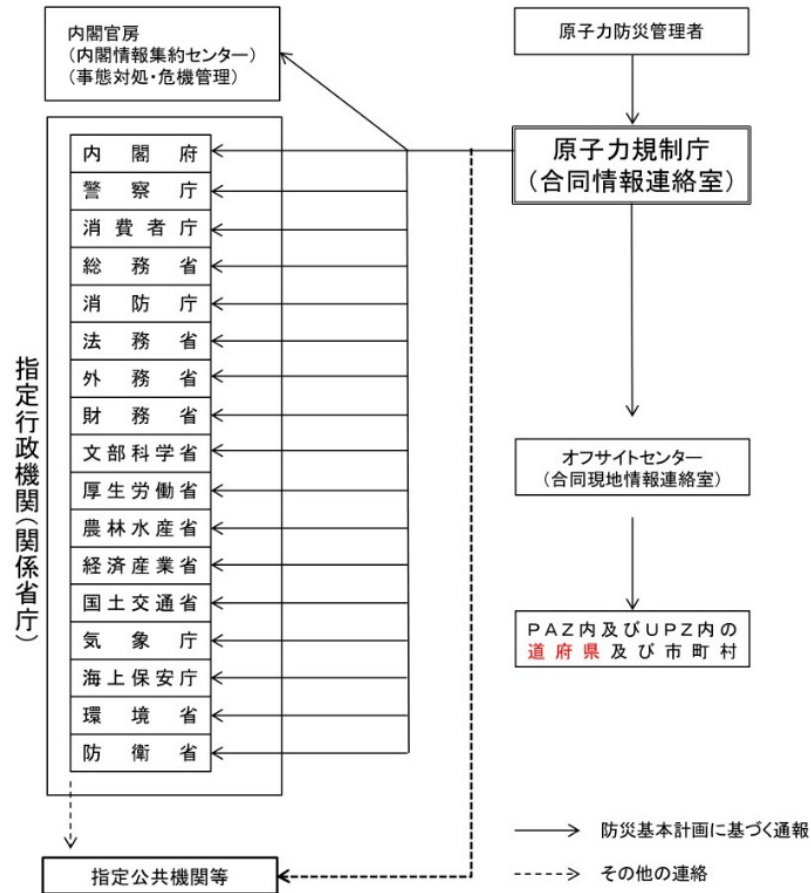


新	旧
原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ２：初動対応後） 原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ２：初動対応後）  官邸・内閣府本府庁舎 連絡調整担当の職員（必要に応じて） ERC ERCチーム 事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当） 総括班 広報班 国際班 運営支援班 実動対処班 オンサイト総括 プラント班 オフサイト総括 オフサイト総括班 住民安全班 放射線班 医療班 複合災害調整班 ※大規模複合災害時のみ設置 原子力利用省庁執務室等 原子力被災者生活支援チーム 事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官） 事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任） 総括班 住民支援班 医療班 放射線班 広報・国際班 被災自治体支援チーム オフサイトセンター 原子力災害現地対策本部 事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当） 事務局長次長（広報官）：原子力利用省庁審議官等 総括班 広報班 運営支援班 住民安全班 放射線班 医療班 実動対処班 プラントチーム	原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ２：初動対応後） 原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ２：初動対応後）  官邸・内閣府本府庁舎 連絡調整担当の職員（必要に応じて） ERC ERCチーム 事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当） 総括班 広報班 国際班 運営支援班 実動対処班 オンサイト総括 プラント班 オフサイト総括 オフサイト総括班 住民安全班 放射線班 医療班 複合災害調整班 ※大規模複合災害時のみ設置 原子力利用省庁執務室等 原子力被災者生活支援チーム 事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官） 事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任） 総括班 住民支援班 医療班 放射線班 広報・国際班 被災自治体支援チーム OFC 原子力災害現地対策本部 事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当） 事務局長次長（広報官）：原子力利用省庁審議官等 総括班 広報班 運営支援班 住民安全班 放射線班 医療班 実動対処班 プラントチーム
第２ 関係省庁における対応要領 第１編 事態ごとの組織・応急対策業務等（略） 第１章 情報収集事態（略）	第２ 関係省庁における対応要領 第１編 事態ごとの組織・応急対策業務等（略） 第１章 情報収集事態（略）

新	旧
第1節 組織 1 中央 (1) E R C (略) (2) 官邸 合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（国危室）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を連絡する。内閣官房（国危室）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。（以下略） 2 現地（略） 第2節 応急対策業務 1 情報収集・連絡 (中略) 合同情報連絡室は、設置後速やかに情報収集事態の発生及びその後の被害情報などについて、30分以内を目途として内閣官房（国危室）、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁にFAX等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。（以下略） 2 テレビ会議システムの起動（略） 3 広報体制の構築 合同情報連絡室は、情報収集事態の連絡を受け取ってから1時間³を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、合同情報連絡室で情報共有する。なお、夜間、休日も同様の対応とする。	第1節 組織 1 中央 (1) E R C (略) (2) 官邸 合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（事態）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を連絡する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。（以下略） 2 現地（略） 第2節 応急対策業務 1 情報収集・連絡 (中略) 合同情報連絡室は、設置後速やかに情報収集事態の発生及びその後の被害情報などについて、内閣官房（事態）、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁にFAX等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。（以下略） 2 テレビ会議システムの起動（略） 3 広報体制の構築 合同情報連絡室は、情報収集事態の連絡を受け取ってから30分以内³を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。その後、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、合同情報連絡室で情報共有する。なお、夜間、休日も同様の対応とする。

新

情報収集事態時の情報伝達経路



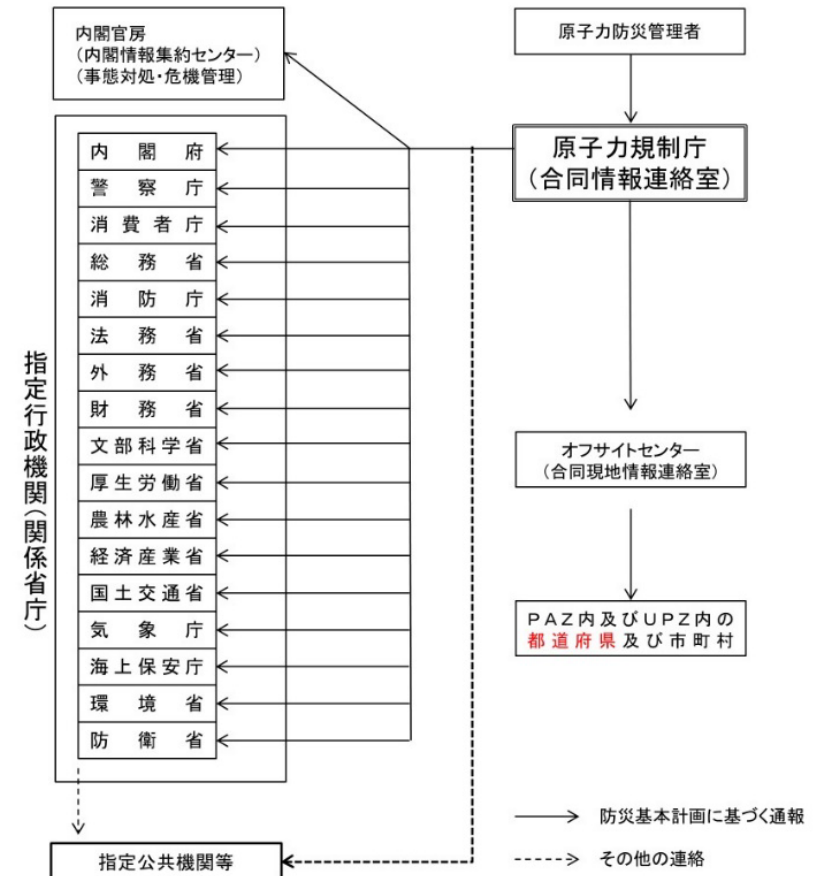
※ 原則として、指定公共機関には所管省庁から連絡を行う。

※ 関係省庁のほか、国務大臣が設置されている省庁にも合同情報連絡室から情報提供を行う。

第3節 体制の移行 (略)

旧

情報収集事態時の情報伝達経路



※ 原則として、指定公共機関には所管省庁から連絡を行う。

※ 関係省庁のほか、国務大臣が設置されている省庁にも合同情報連絡室から情報提供を行う。

第3節 体制の移行 (略)

新	旧
第2章 警戒事態（略） 警戒事態とは、原子力災害対策指針に基づく警戒事態⁴をいう。 第1節 組織 1 中央 (1) E R C（略） (2) 官邸 事故警戒本部は、内閣官房（国危室）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を連絡する。内閣官房（国危室）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。（以下略） (3) 原子力利用省庁⁵執務室等（略） （脚注） _____ ⁴ 原子力災害対策指針では、「警戒事態」とは、「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階」と定義し、具体的には、「原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合」、「原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合」、「原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失」など、同指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「警戒事態を判断するEAL」に定めている。 （以下略）	第2章 警戒事態（略） 警戒事態とは、原子力災害対策指針に基づく警戒事態⁴をいう。 第1節 組織 1 中央 (1) E R C（略） (2) 官邸 事故警戒本部は、内閣官房（事態）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を連絡する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。（以下略） (3) 原子力利用省庁⁵執務室等（略） （脚注） _____ ⁴ 原子力災害対策指針では、「警戒事態」とは、「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義し、具体的には、「原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合」、「原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合」、「原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失」など、同指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「警戒事態を判断するEAL」に定めている。 （以下略）

新	旧
2 現地 (1) オフサイトセンター (略) (2) 緊急時モニタリングセンター 規制庁は、当該原子力事業所に係る上席放射線防災専門官等に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター (センター長: 規制庁長官官房監視情報課<u>環境放射線企画室長</u>又は規制庁長官官房監視情報課<u>モニタリング調整官</u> (以下「規制庁監視情報課<u>環境放射線企画室長</u>等」という。)) を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立上げの準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所の P A Z 及び U P Z 内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁監視情報課<u>環境放射線企画室長</u>等をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。 (3) ～ (6) (略) 第2節 応急対応業務 1 情報収集・連絡 (中略) 事故警戒本部は、設置後速やかに警戒事態の発生及びその後の被害情報等について、<u>30分以内を目途として</u>内閣官房 (<u>国危室</u>)、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁に F A X 等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。(以下略) 2～3 (略) 4 広報体制の構築 (略) 事故警戒本部は、警戒事態の連絡を受け取ってから <u>1時間</u>を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信 (メール、ホームページによる公表) を行う。<u>また</u>、規制庁及び内閣府 (原子力防災担当) は情報を収集・整理し、事故警戒本部で情報共	2 現地 (1) オフサイトセンター (略) (2) 緊急時モニタリングセンター 規制庁は、当該原子力事業所に係る上席放射線防災専門官等に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター (センター長: 規制庁長官官房監視情報課<u>放射線環境対策室長</u>又は規制庁長官官房監視情報課<u>企画官</u> (以下「規制庁監視情報課<u>放射線環境対策室長</u>等」という。)) を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立上げの準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所の P A Z 及び U P Z 内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁監視情報課<u>放射線環境対策室長</u>等をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。 (3) ～ (6) (略) 第2節 応急対応業務 1 情報収集・連絡 (中略) 事故警戒本部は、設置後速やかに警戒事態の発生及びその後の被害情報等について、内閣官房 (<u>事態</u>)、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁に F A X 等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。(以下略) 2～3 (略) 4 広報体制の構築 (略) 事故警戒本部は、警戒事態の連絡を受け取ってから <u>30分以内</u>を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信 (メール、ホームページによる公表) を行う。<u>その後</u>、規制庁及び内閣府 (原子力防災担当) は情報を収集・整理し、事故警戒本部で情

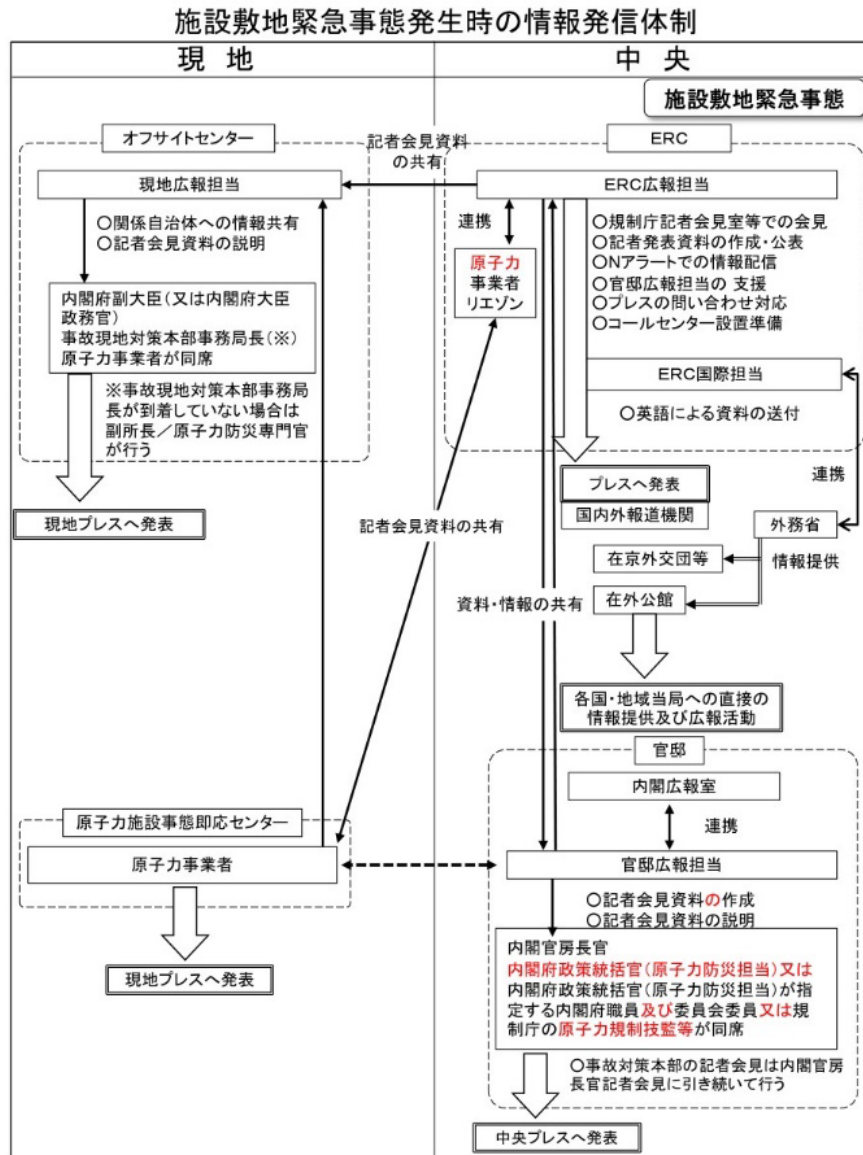
新	旧
有する。(以下略) 5～6 (略) 第3節 体制の移行 1 警戒事態が解消した場合 (略) 2 施設敷地緊急事態<u>又は全面緊急事態</u>に相当することが判明した場合 (以下略) 第3章 施設敷地緊急事態 第1節 組織 1 中央 (1)～(4) (略) 2 現地 (1) (略) (2) 緊急時モニタリングセンター ○設置場所：オフサイトセンター等 ○構成： 緊急時モニタリングセンター長：規制庁監視情報課<u>環境放射線企画 室長</u>等 (上記の者がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官等又はP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行) (3)～(5) (略)	報共有する。(以下略) 5～6 (略) 第3節 体制の移行 1 警戒事態が解消した場合 (略) 2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合 (以下略) 第3章 施設敷地緊急事態 第1節 組織 1 中央 (1)～(4) (略) 2 現地 (1) (略) (2) 緊急時モニタリングセンター ○設置場所：オフサイトセンター等 ○構成： 緊急時モニタリングセンター長：規制庁監視情報課<u>放射線環境対策 室長</u>等 (上記の者がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官等又はP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行) (3)～(5) (略)

新	旧
(6) 原子力被災道府県庁舎等 原子力利用省庁は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣する。また、派遣された職員は、原子力被災道府県庁舎等に到着後、原子力被災自治体支援チーム(以下「自治体支援チーム」という。)を立ち上げる準備を行うとともに、現地において状況把握及び被災地方公共団体等との連絡調整を行う。 <u>また、内閣府(原子力防災担当)は、道府県災害対策本部(原子力被災道府県庁舎等)に情報連絡要員(道府県リエゾン)を派遣し、オフサイトセンターとの情報連絡体制を確立する。</u> (7) 緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部 内閣府(原子力防災担当)及び規制庁は、大規模複合災害時には、緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部(以下「政府現地本部」という。)に<u>情報連絡要員(道府県リエゾン)</u>を派遣し、オフサイトセンターとの情報連絡体制を確立する。 第2節 応急対策業務 〔共通〕 1 情報収集・連絡 2 職員の非常参集 3 国の職員及び専門家の緊急派遣 4 通信ネットワークの<u>確立</u> (以下略)	(6) 原子力被災道府県庁舎等 原子力利用省庁は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣する。また、派遣された職員は、原子力被災道府県庁舎等に到着後、原子力被災自治体支援チーム(以下「自治体支援チーム」という。)を立ち上げる準備を行うとともに、現地において状況把握及び被災地方公共団体等との連絡調整を行う。 <u>(追記)</u> (7) 緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部 内閣府(原子力防災担当)及び規制庁は、大規模複合災害時には、緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部(以下「政府現地本部」という。)に<u>情報連絡要員</u>を派遣し、オフサイトセンターとの情報連絡体制を確立する。 第2節 応急対策業務 〔共通〕 1 情報収集・連絡 2 職員の非常参集 3 国の職員及び専門家の緊急派遣 4 通信ネットワークの<u>確認</u> (以下略)

新	旧
1 情報収集・連絡 (1) 全面緊急事態の判断に係る情報共有等 (略) (2) 関係機関等への連絡 事故対策本部は、事象の概要、全面緊急事態に該当するか否か、今後の進展の見通し及び住民避難等に関する情報等を、情報が判明次第、内閣官房(国危室)及び内閣情報調査室内閣情報集約センターをはじめとした関係省庁に連絡する。(以下略) (3) 情報収集 関係省庁は、事故対策本部より連絡を受けた場合、次ページの情報収集項目について、情報収集を開始し、ERC、内閣官房(国危室)及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに連絡する。(以下略) 2 職員の非常参集等 (略) 3 国の職員及び専門家の緊急派遣 (1) 国の職員の派遣 (中略) また、大規模複合災害時には、内閣府(原子力防災担当)及び規制庁は、政府現地本部に情報連絡要員(道府県リエゾン)を派遣する。 (2) ～ (3) (略) 4 通信ネットワークの確立 (略) 5 官邸対策室及び緊急参集チーム等 (略)	1 情報収集・連絡 (1) 全面緊急事態の判断に係る情報共有等 (略) (2) 関係機関等への連絡 事故対策本部は、事象の概要、全面緊急事態に該当するか否か、今後の進展の見通し及び住民避難等に関する情報等を、情報が判明次第、内閣官房(事態)及び内閣情報調査室内閣情報集約センターをはじめとした関係省庁に連絡する。(以下略) (3) 情報収集 関係省庁は、事故対策本部より連絡を受けた場合、次ページの情報収集項目について、情報収集を開始し、ERC、内閣官房(事態)及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに連絡する。(以下略) 2 職員の非常参集(略) 3 国の職員及び専門家の緊急派遣 (1) 国の職員の派遣 (中略) また、大規模複合災害時には、内閣府(原子力防災担当)及び規制庁は、政府現地本部に職員を派遣する。 (2) ～ (3) (略) 4 通信ネットワークの確認 (略) 5 官邸対策室及び緊急参集チーム等 (略)

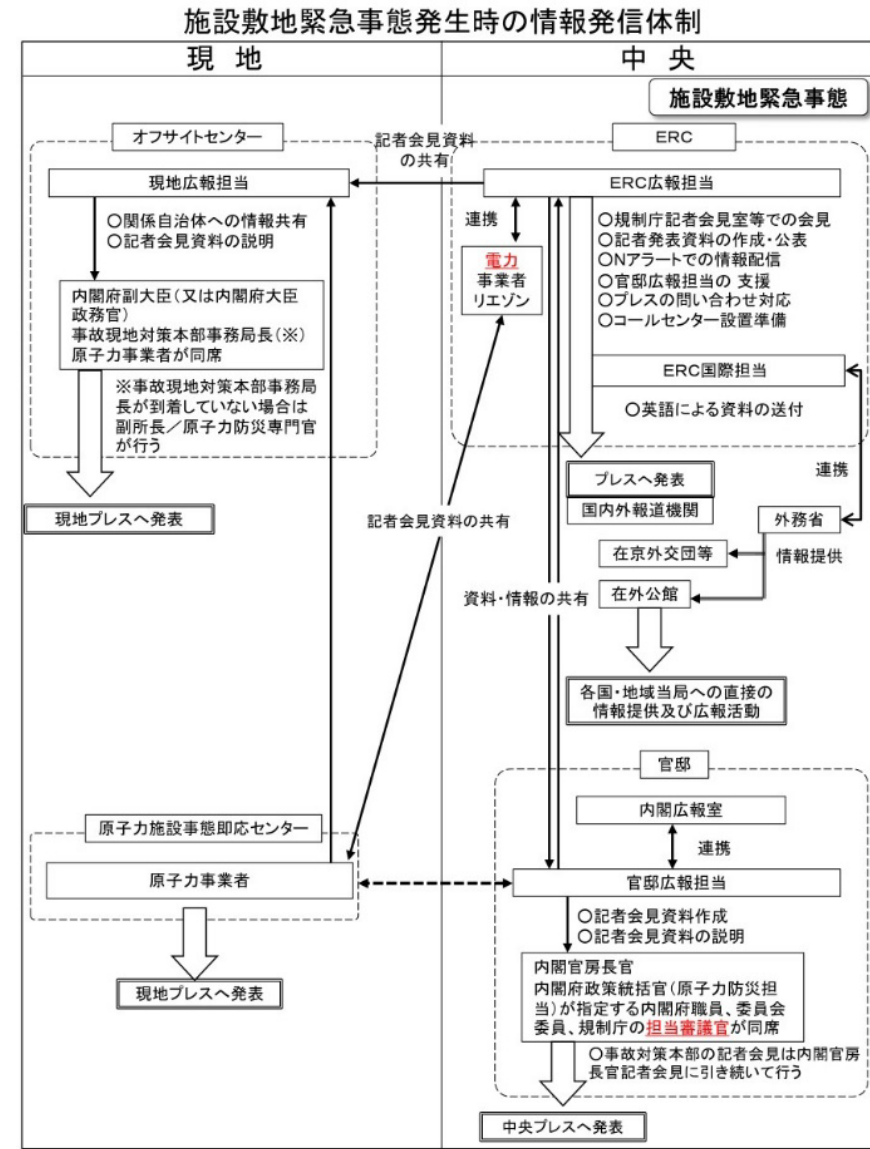
6 広報活動

(1) 情報発信体制



6 広報活動

(1) 情報発信体制



新	旧
(2) 各機関の広報に関する役割 ①～④ (略) ⑤ その他省庁 ・各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し<u>貼り出し</u>（会計時間等に関する記者への掲示連絡。以下同じ。）等をする場合は、事故対策本部のE R C広報担当に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う。 ・内閣広報室は、E R C広報担当により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容を官邸広報担当から得て、官邸記者クラブへの<u>貼り出し</u>及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。 (以下略) 7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動 (1) 官邸プラント担当 (中略) ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有 (中略) ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（<u>国危室</u>）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）（以下略） イ 原子力施設の状況分析及び共有 (中略) ・E R Cプラント担当から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（<u>国危室</u>）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）	(2) 各機関の広報に関する役割 ①～④ (略) ⑤ その他省庁 ・各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し<u>貼出し</u>（会計時間等に関する記者への掲示連絡。以下同じ。）等をする場合は、事故対策本部のE R C広報担当に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う。 ・内閣広報室は、E R C広報担当により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容を官邸広報担当から得て、官邸記者クラブへの<u>貼出し</u>及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。 (以下略) 7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動 (1) 官邸プラント担当 (中略) ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有 (中略) ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（<u>事態</u>）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）（以下略） イ 原子力施設の状況分析及び共有 (中略) ・E R Cプラント担当から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（<u>事態</u>）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）

ウ 原子力事業者に対する命令

(中略)

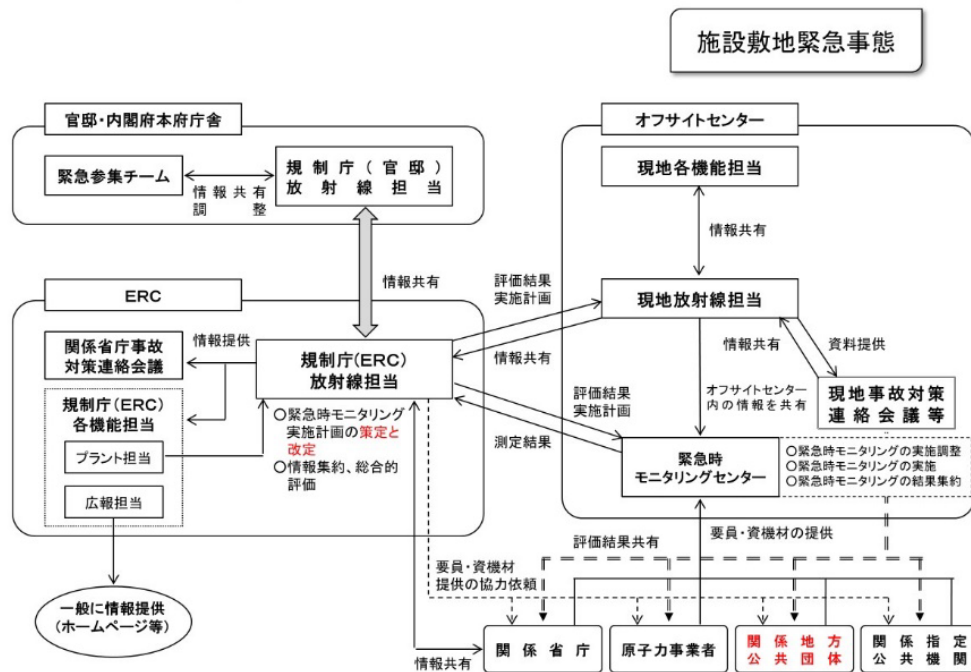
- ・原子力事業者への命令内容を官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する。

(2)～(4) (略)

8 緊急時モニタリングの実施等

(1) (略)

施設敷地緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制



ウ 原子力事業者に対する命令

(中略)

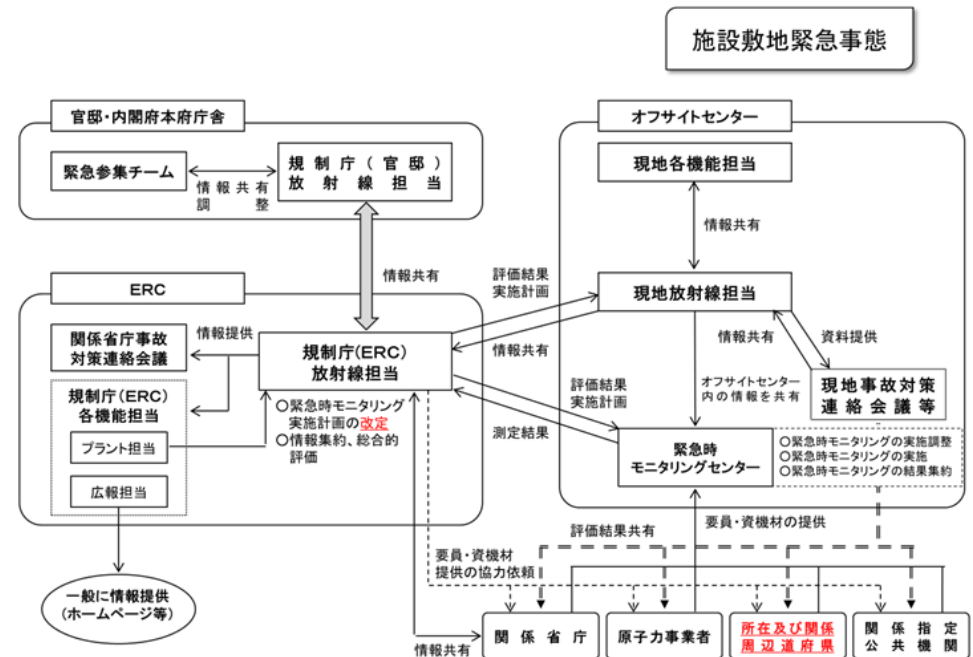
- ・原子力事業者への命令内容を官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する。

(2)～(4) (略)

8 緊急時モニタリングの実施

(1) (略)

施設敷地緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制



(2) 緊急時モニタリングの実施

① 緊急時モニタリング実施計画の策定

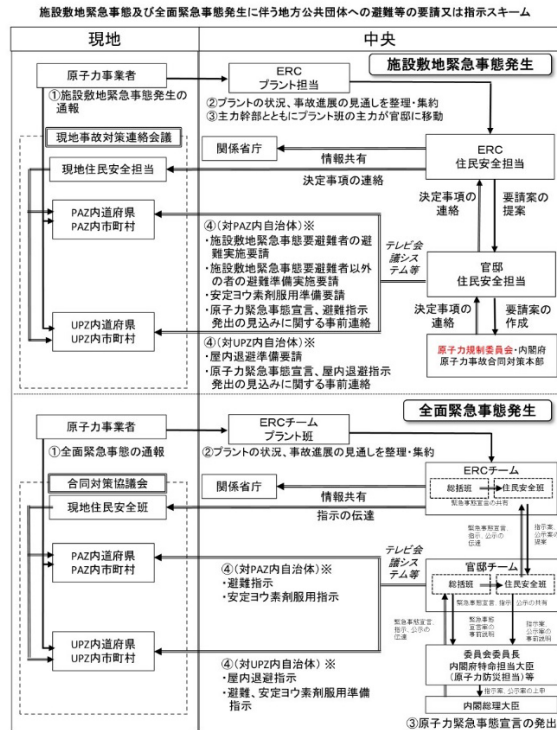
(中略)

ERC放射線担当は、緊急時モニタリング実施計画の改定について、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が緊急時モニタリング実施計画を改定する。ERC放射線担当は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改定された緊急時モニタリング実施計画を共有する。(以下略)

9 PAZ内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等

(1) ~ (2) (略)

(3) 施設敷地緊急事態要避難者の避難完了後の支援



(2) 緊急時モニタリングの実施

① 緊急時モニタリング実施計画の策定

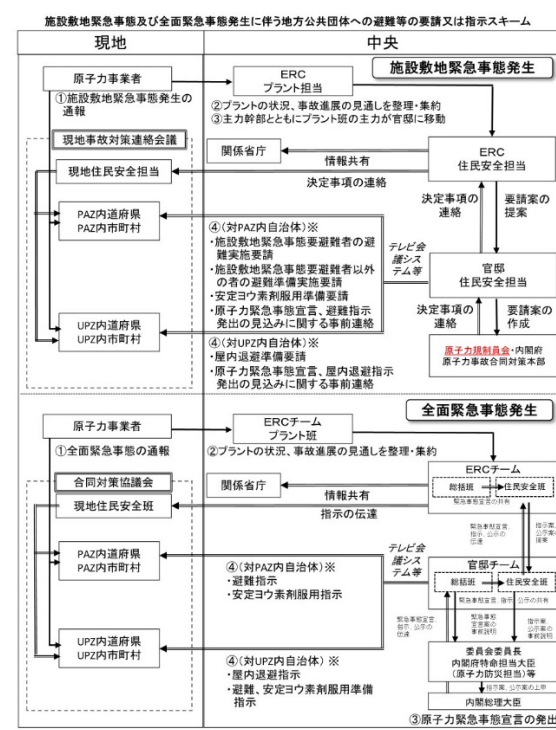
(中略)

ERC放射線担当は、緊急時モニタリング実施計画の改訂について、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が緊急時モニタリング実施計画を改訂する。ERC放射線担当は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。(以下略)

9 PAZ内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等

(1) ~ (2) (略)

(3) 施設敷地緊急事態要避難者の避難完了後の支援



新	旧
10～12（略） 第3節 体制の移行（略） 第4章 全面緊急事態 第1節 組織 【フェーズ1：初動対応】 1 中央（略） 2 現地（略） 【フェーズ2：初動対応後】 1 中央（中略） （1）原災本部＜原則として設置場所、<u>構成</u>はフェーズ1と同様＞¹² ① 原災本部事務局 官邸チームをERCチームに統合する。 また、必要に応じて官邸・内閣府本府庁舎 に連絡・調整担当の職員を残す。 （以下略） 2 現地（略） 第2節 応急対策業務 1 原子力緊急事態宣言の発出 （1）原子力緊急事態の認定等 ① 委員会が、規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったことを認定した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式-4）、関係地方公共団体の指示案（様式-5）及び原子力緊急事態宣言案（様式-6）を作成し、書面をもって内閣官房（<u>国危室</u>）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。（以下略）	10～12（略） 第3節 体制の移行（略） 第4章 全面緊急事態 第1節 組織 【フェーズ1：初動対応】 1 中央（略） 2 現地（略） 【フェーズ2：初動対応後】 1 中央（中略） （1）原災本部＜原則として設置場所、<u>構成員</u>はフェーズ1と同様＞¹² <u>○組織の変更：以下のとおり組織を変更する。</u> <u>・官邸チームをERCチームに統合する。また、必要に応じて官邸・内閣府本府庁舎に連絡・調整担当の職員を残す。</u> ① 原災本部事務局 （以下略） 2 現地（略） 第2節 応急対策業務 1 原子力緊急事態宣言の発出 （1）原子力緊急事態の認定等 ① 委員会が、規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったことを認定した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式-4）、関係地方公共団体の指示案（様式-5）及び原子力緊急事態宣言案（様式-6）を作成し、書面をもって内閣官房（<u>事態</u>）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。（以下略）

新	旧
②～④（略） （２）原子力緊急事態宣言（略） （３）避難等に関する地方公共団体の長への指示 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第１５条第３項に基づき、ＰＡＺ内の道府県知事及び市町村長に対しては、避難及び安定ヨウ素剤の服用の指示を、ＵＰＺ内の道府県知事及び市町村長に対しては、屋内退避の実施及び避難等の防護措置の準備の指示を行う。<u>なお、本指示の時点において、屋内退避中にも一時的な外出が可能であることや外出の際の注意点等について併せて知らせる。</u>（以下略） ２ 原災本部及び原災現地本部の設置（略） ３ 原災現地本部の移転変更手続（略） ４ 被災者支援チームの設置（略） ５ 原災本部会議の開催 （１）原災本部の運営等 （中略） また、大規模複合災害時には、政府本部及び原災本部が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。具体的な開催の方法、タイミング等については、内閣官房（国危室）と連携しつつ、官邸チーム総括班が政府本部事務局と調整する。（以下略）	②～④（略） （２）原子力緊急事態宣言（略） （３）避難等に関する地方公共団体の長への指示 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第１５条第３項に基づき、ＰＡＺ内の道府県知事及び市町村長に対しては、避難及び安定ヨウ素剤の服用の指示を、ＵＰＺ内の道府県知事及び市町村長に対しては、屋内退避の実施及び避難等の防護措置の準備の指示を行う。<u>（追記）</u> （以下略） ２ 原災本部及び原災現地本部の設置（略） ３ 原災現地本部の移転変更手続（略） ４ 被災者支援チームの設置（略） ５ 原災本部会議の開催 （１）原災本部の運営等 （中略） また、大規模複合災害時には、政府本部及び原災本部が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。具体的な開催の方法、タイミング等については、内閣官房（事態）と連携しつつ、官邸チーム総括班が政府本部事務局と調整する。（以下略）

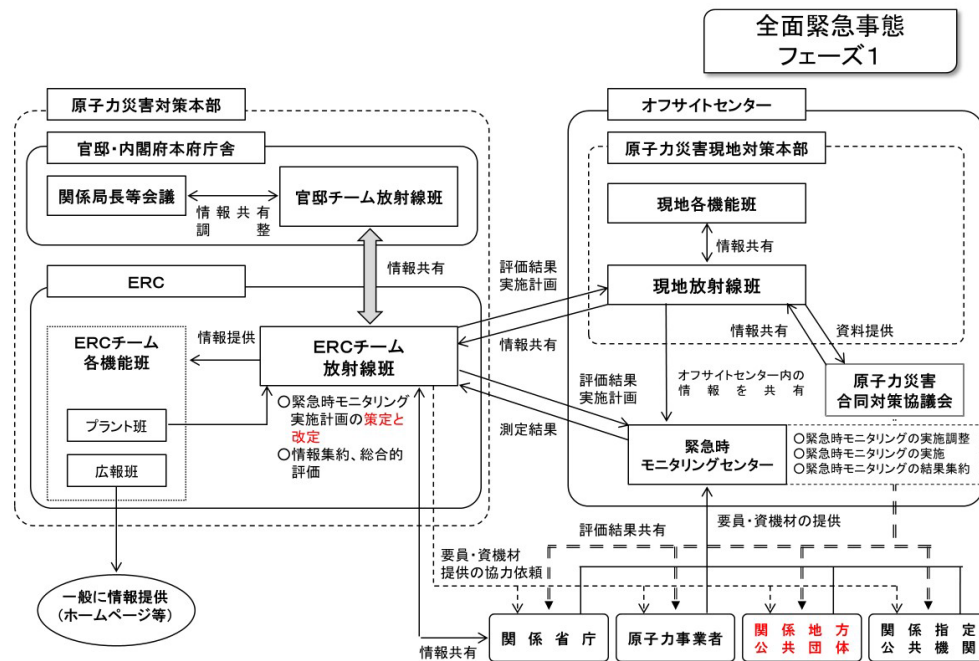
新	旧
6 原災本部の権限及びその行使の考え方（略） 7 関係局長等会議の開催（略） 8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催（略） 9 プラント情報集約 【フェーズ１】 (1) 官邸チーム (中略) ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有 (中略) ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長にも報告する。）。(以下略) イ 原子力施設の状況分析及び共有 (中略) ・E R Cチームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長にも報告する。）。(以下略) ウ 原子力事業者に対する命令簿 (中略) ・原子力事業者への命令内容を官邸・内閣府本府庁舎幹部、官邸チーム実動対処班、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する。(以下略)	6 原災本部の権限及びその行使の考え方（略） 7 関係局長等会議の開催（略） 8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催（略） 9 プラント情報集約 【フェーズ１】 (1) 官邸チーム (中略) ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有 (中略) ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長にも報告する。）。(以下略) イ 原子力施設の状況分析及び共有 (中略) ・E R Cチームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長にも報告する。）。(以下略) ウ 原子力事業者に対する命令簿 (中略) ・原子力事業者への命令内容を官邸・内閣府本府庁舎幹部、官邸チーム実動対処班、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する。(以下略)

10 オンサイトの事故収束活動（略）

11 実動組織の活動（略）

12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有
【フェーズ1】

全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制（フェーズ1）

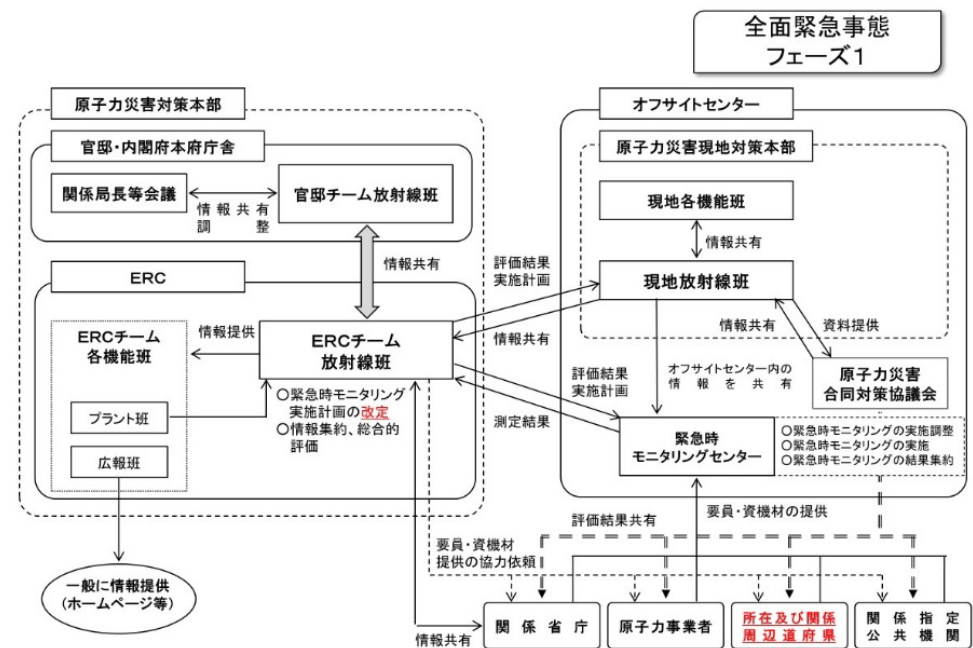


10 オンサイトの事故収束活動（略）

11 実動組織の活動（略）

12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有
【フェーズ1】

全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制（フェーズ1）



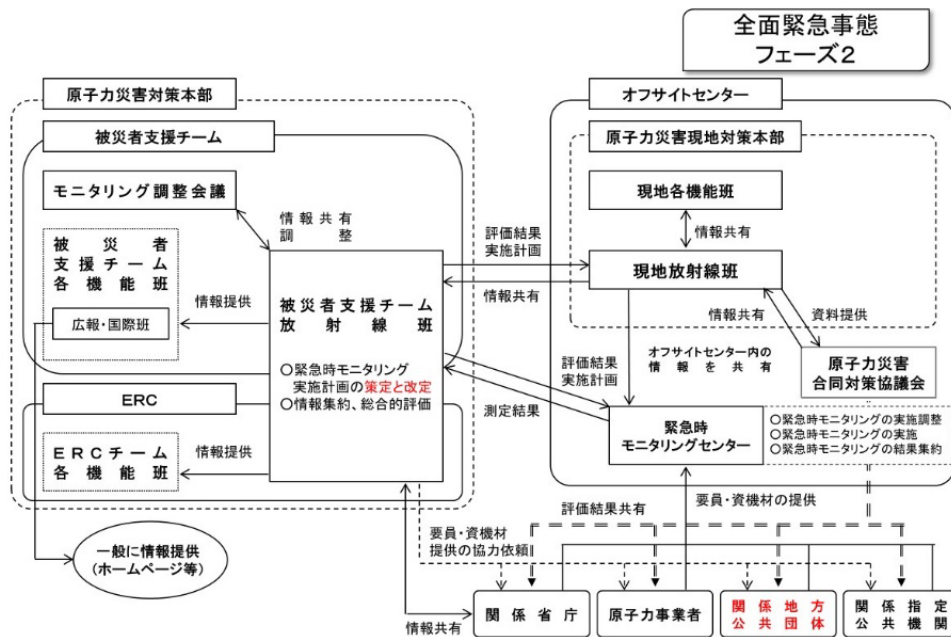
新	旧
(1) 緊急時モニタリングの実施業務 ① 緊急時モニタリング実施計画の<u>改定</u> 緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の<u>改定案</u>に対する提案及び意見を作成し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班が、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が緊急時モニタリング実施計画を<u>改定</u>する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングや関係省庁と、<u>改定</u>された緊急時モニタリング実施計画を共有する。 (以下略) ② 緊急時モニタリングの実施・支援 (略) ③ 緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表 (中略) <u>(削除)</u> その際、<u>ERCチーム放射線班は</u>、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。関係省庁等は、自らが集約したモニタリングの結果を公表する。 (以下略)	(1) 緊急時モニタリングの実施業務 ① 緊急時モニタリング実施計画の<u>改訂</u> 緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の<u>改訂案</u>に対する提案及び意見を作成し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班が、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が緊急時モニタリング実施計画を<u>改訂</u>する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングや関係省庁と、<u>改訂</u>された緊急時モニタリング実施計画を共有する。 (以下略) ② 緊急時モニタリングの実施・支援 (略) ③ 緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表 (中略) <u>現地放射線班は、ERC チーム放射線班が取りまとめた結果を、現地各機能班と共有する。</u> その際、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。関係省庁等は、自らが集約したモニタリングの結果を公表する。 (以下略)

【フェーズ2】

(1) 緊急時モニタリングの実施及び支援

被災者支援チーム放射線班が、緊急時モニタリングセンター等と調整し、必要に応じてモニタリング調整会議を開催した上で、委員会が緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。(以下略)

全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制(フェーズ2)



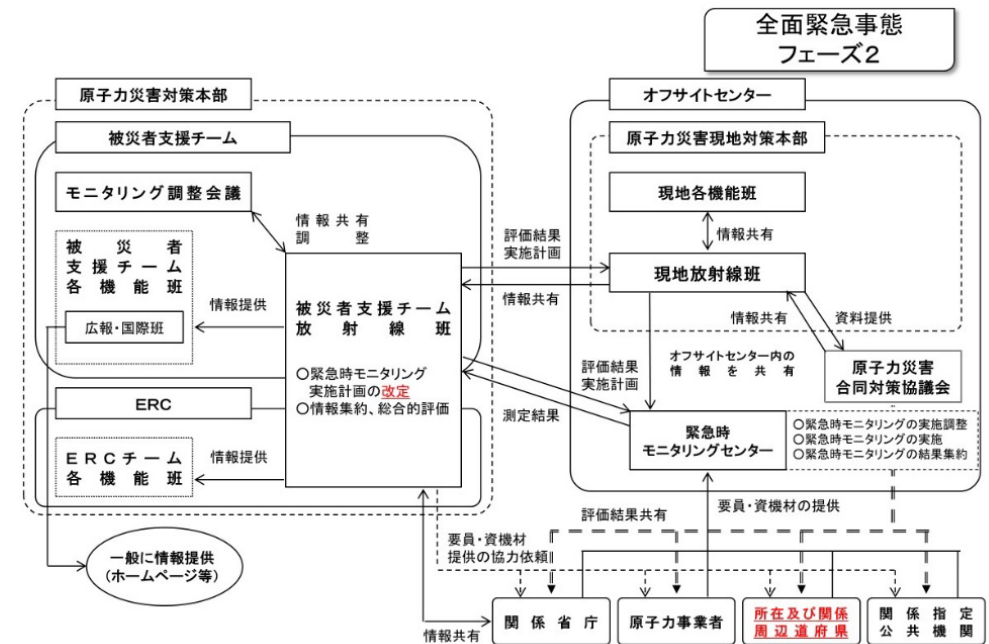
【事後対策】(略)

【フェーズ2】

(1) 緊急時モニタリングの実施及び支援

被災者支援チーム放射線班が、緊急時モニタリングセンター等と調整し、必要に応じてモニタリング調整会議を開催した上で、委員会が緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。(以下略)

全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制(フェーズ2)

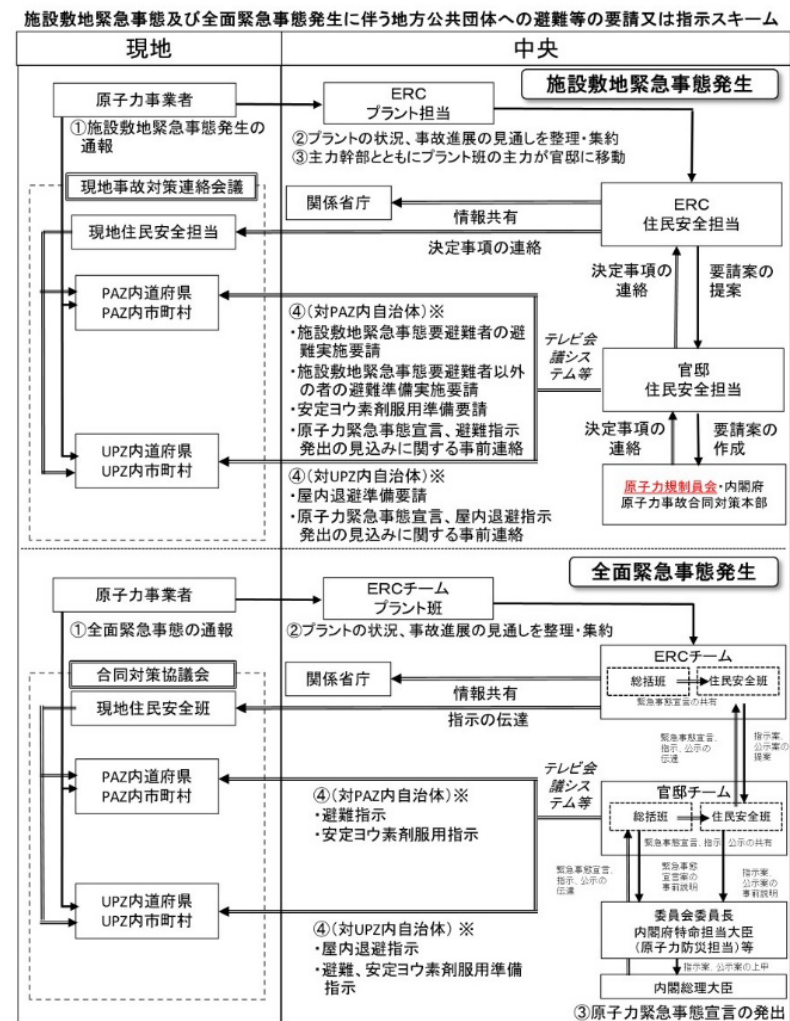


【事後対策】(略)

1.3 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理

【フェーズ1】

(1) 全面緊急事態進展時における地方公共団体への避難等の指示の伝達
(中略)



※必要に応じて、事故現地対策本部長又は原災現地本部長より、道府県知事又は市町村長へ伝達。

新	旧
(2) 全面緊急事態における防護措置の状況等の共有等 (中略) なお、自然災害との複合災害の場合、E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることを無いよう配慮しつつ、必要に応じて、U P Z内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。 <u>原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、原災本部は、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うものとする。また、屋内退避を実施している住民等に対して、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を提供する。</u> <u>原災本部は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、避難への切り替えを判断し、指示する。</u> <u>原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、原災本部は、屋内退避の解除を行う。</u>	(2) 全面緊急事態における防護措置の状況等の共有等 (中略) なお、自然災害との複合災害の場合、E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることを無いよう配慮しつつ、必要に応じて、U P Z内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。 (追記) (以下略)

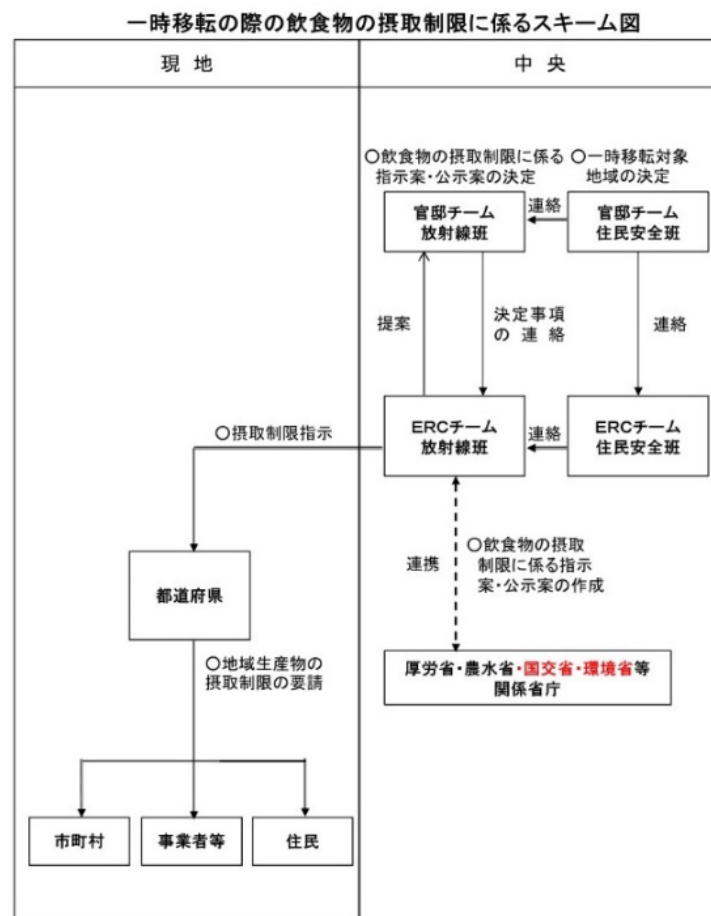
新	旧
(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備 (中略) ＥＲＣチーム住民安全班は、当該モニタリングポストに対する避難・一時移転の対処区域を特定し、オフサイト総括の了承を得た後、指示案について該当する都道府県及び市町村の災害対策本部に照会する。<u>その際、オフサイト総括は、必要に応じてＥＲＣチーム関係機能班から、関係地方公共団体に対して、指示案の内容や特定の根拠についてテレビ会議システムを用いて口頭で説明する場を積極的に設ける。</u> (以下略) 1 4 安定ヨウ素剤の服用 (略) 1 5 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 (1) 防災業務関係者の防護措置 (略) (2) 防護措置の指示 (略) (3) 自然災害と複合災害時の対応 ① 自然災害との複合災害により、政府本部が設置されている場合は、各本部長が所掌する災害の対応に従事する防災業務関係者に対して防護措置を指示する。政府本部が防護措置を指示するにあたり、原災本部は、(1)に示す緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の防護措置に準じて、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の防護措置を立案し、政府本部に対して助言及び支援を行う。指示文については、両本部連名とする。(様式-2 2-<u>1、2、3</u>) (以下略)	(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備 (中略) ＥＲＣチーム住民安全班は、当該モニタリングポストに対する避難・一時移転の対処区域を特定し、オフサイト総括の了承を得た後、指示案について該当する都道府県及び市町村の災害対策本部に照会する。<u>(追記)</u> 1 4 安定ヨウ素剤の服用 (略) 1 5 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 (1) 防災業務関係者の防護措置 (略) (2) 防護措置の指示 (略) (3) 自然災害と複合災害時の対応 ① 自然災害との複合災害により、政府本部が設置されている場合は、各本部長が所掌する災害の対応に従事する防災業務関係者に対して防護措置を指示する。政府本部が防護措置を指示するにあたり、原災本部は、(1)に示す緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の防護措置に準じて、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の防護措置を立案し、政府本部に対して助言及び支援を行う。指示文については、両本部連名とする。(様式-2 2-<u>4</u>)

新	旧
1 6 緊急輸送（略） 1 7 原子力災害医療活動（略） 1 8 健康調査・管理（略） 1 9 警戒区域等への一次立入り等（略） 2 0 緊急物資の調達・補給等 （中略） （1）原災本部等による物資の調達、共通活動の要請等（略） （2）輸送手段の調整（略） （3）<u>各省庁</u>による物資の調達 （略）	1 6 緊急輸送 （略） 1 7 原子力災害医療活動（略） 1 8 健康調査・管理（略） 1 9 警戒区域等への一次立入り等（略） 2 0 緊急物資の調達・補給等 （中略） （1）原災本部等による物資の調達、共通活動の要請等（略） （2）輸送手段の調整（略） （3）<u>地方公共団体</u>による物資の調達、<u>供給</u> （略）

新

2 1 飲食物の摂取制限・出荷制限＜放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）＞（厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省等）

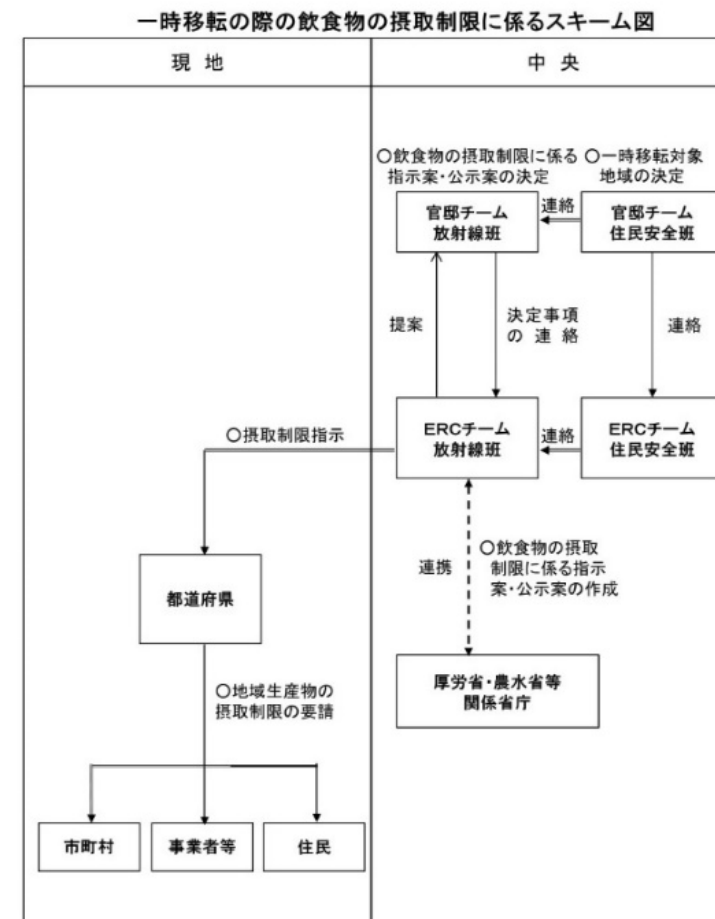
（1）O I Lに基づく一時移転の際の飲食物の摂取制限
（中略）



旧

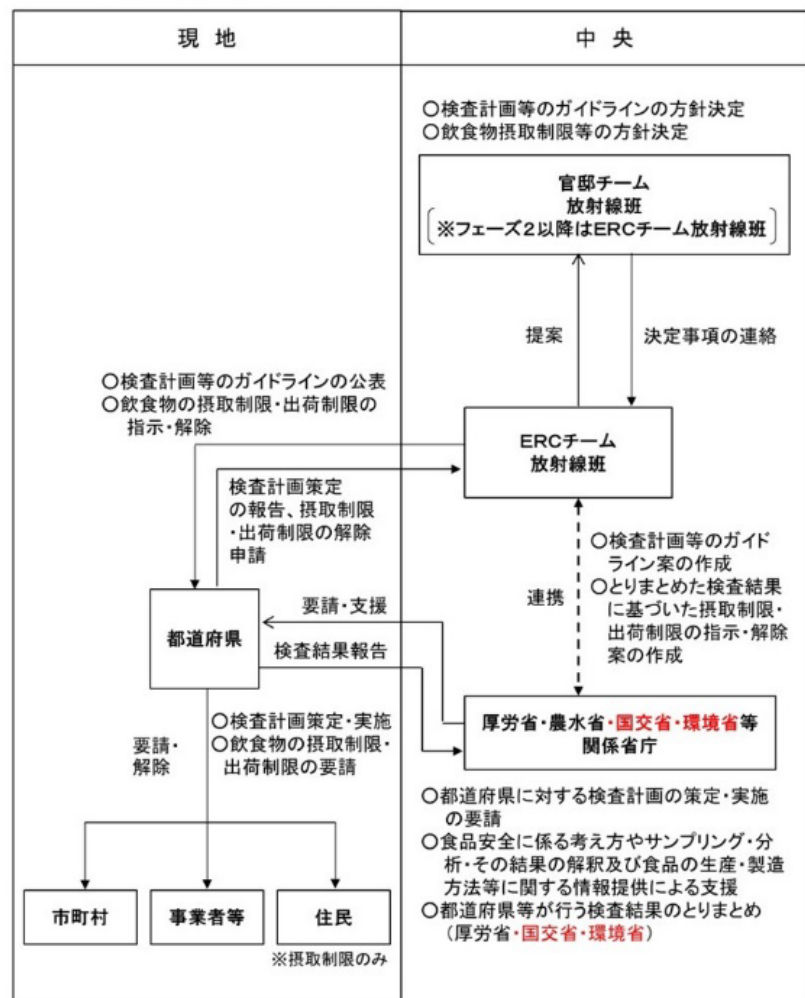
2 1 飲食物の摂取制限・出荷制限＜放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）＞（厚生労働省、農林水産省等）

（1）O I Lに基づく一時移転の際の飲食物の摂取制限
（中略）

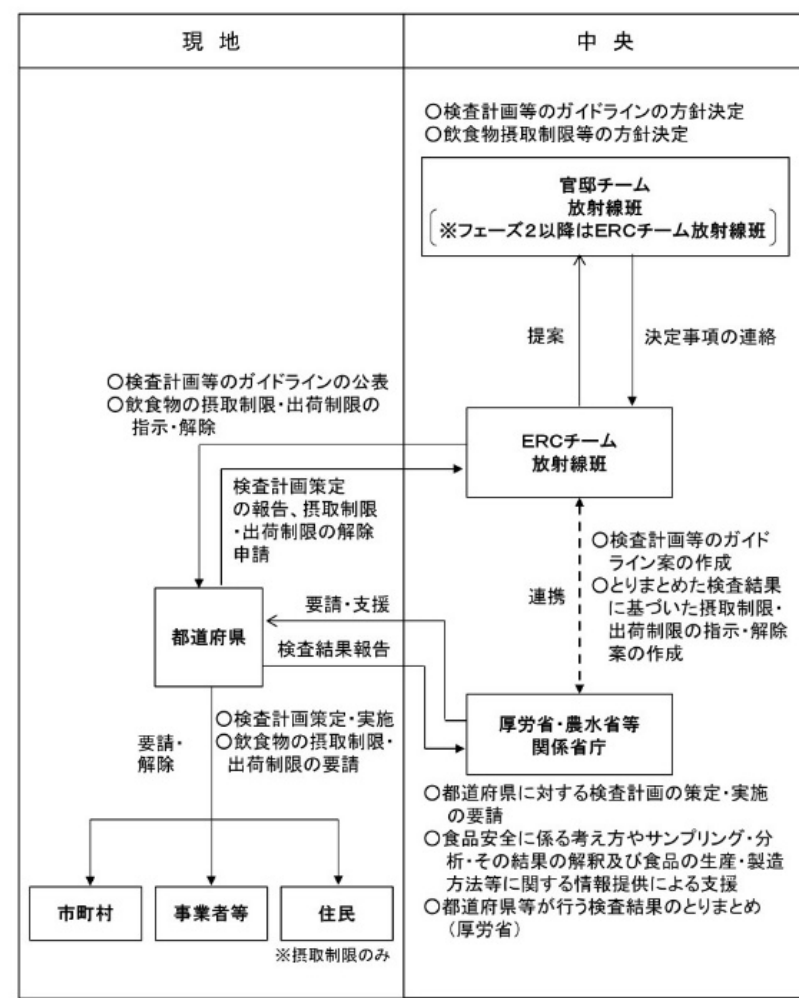


新	旧
(2) 放射性核種濃度の検査結果を踏まえた飲食物の摂取制限・出荷制限 ① 検査計画等のガイドラインの策定及び公表 原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省、<u>国土交通省、環境省</u>、その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下「検査計画等のガイドライン」という。）」を取りまとめ、公表する。（以下略） ② 都道府県における検査計画策定・実施の要請 厚生労働省、農林水産省、<u>国土交通省、環境省</u>、その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物（原料となる農林畜産物を含む。）中の放射線各種濃度測定の検査計画を策定し、当該計画に基づき検査を実施するよう要請する。 ③ 飲食物の摂取制限・出荷制限の指示 <u>厚生労働省、国土交通省、環境省</u>は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果を取りまとめ、公表する。 原災本部長は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果を取りまとめ、公表する。 原災本部長は、検査計画のガイドラインに従い、厚生労働省等が取りまとめた検査結果を基に、厚生労働省、農林水産省、<u>国土交通省、環境省</u>、その他関係省庁の協力を得て、O I L 6の基準等を踏まえ対象となる地域・品目について、摂取制限及び出荷制限の要請を実施するようU P Z内外の都道府県知事等に対し指示する。（以下略）	(2) 放射性核種濃度の検査結果を踏まえた飲食物の摂取制限・出荷制限 ① 検査計画等のガイドラインの策定及び公表 原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、<u>厚生労働省、農林水産省</u>その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下「検査計画等のガイドライン」という。）」を取りまとめ、公表する。（以下略） ② 都道府県における検査計画策定・実施の要請 <u>厚生労働省、農林水産省</u>、その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物（原料となる農林畜産物を含む。）中の放射線各種濃度測定の検査計画を策定し、当該計画に基づき検査を実施するよう要請する。 ③ 飲食物の摂取制限・出荷制限の指示 <u>厚生労働省</u>は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果を取りまとめ、公表する。 原災本部長は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果を取りまとめ、公表する。 原災本部長は、検査計画のガイドラインに従い、厚生労働省が取りまとめた検査結果を基に、<u>厚生労働省、農林水産省</u>その他関係省庁の協力を得て、O I L 6の基準等を踏まえ対象となる地域・品目について、摂取制限及び出荷制限の要請を実施するようU P Z内外の都道府県知事等に対し指示する。（以下略）

飲食物摂取制限・出荷制限に係るスキーム図



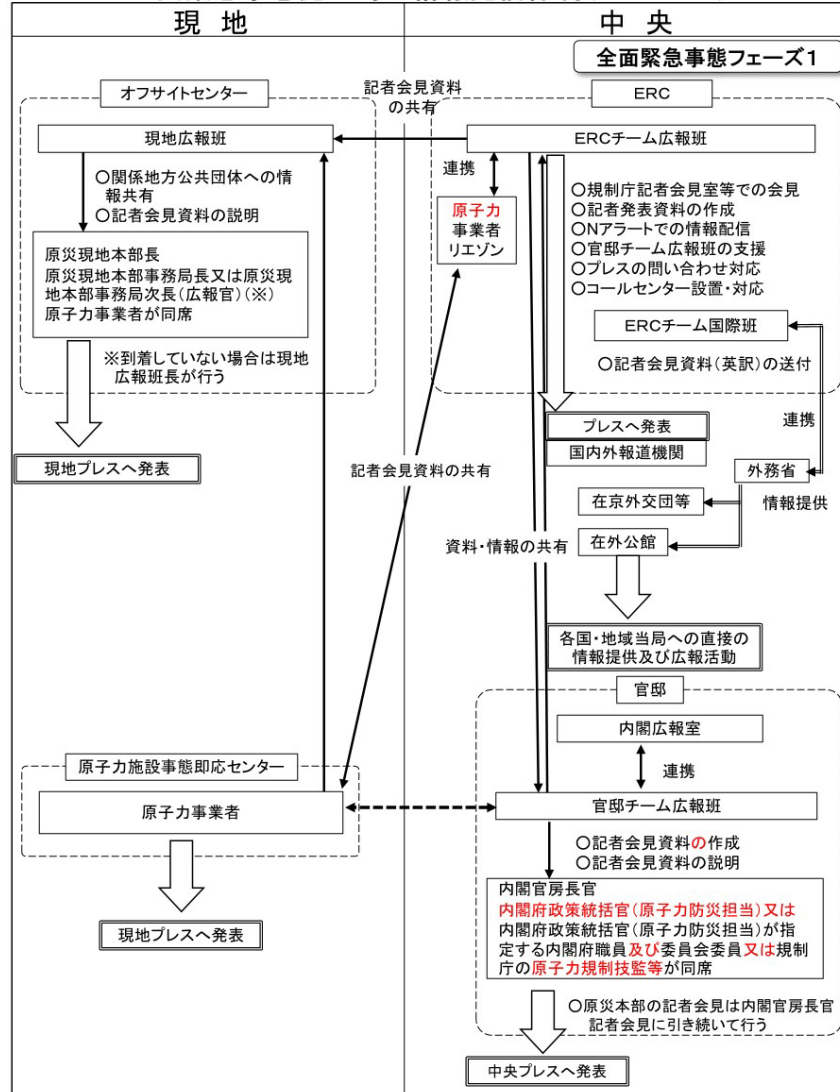
飲食物摂取制限・出荷制限に係るスキーム図



25 広報・情報発信活動

【フェーズ1】

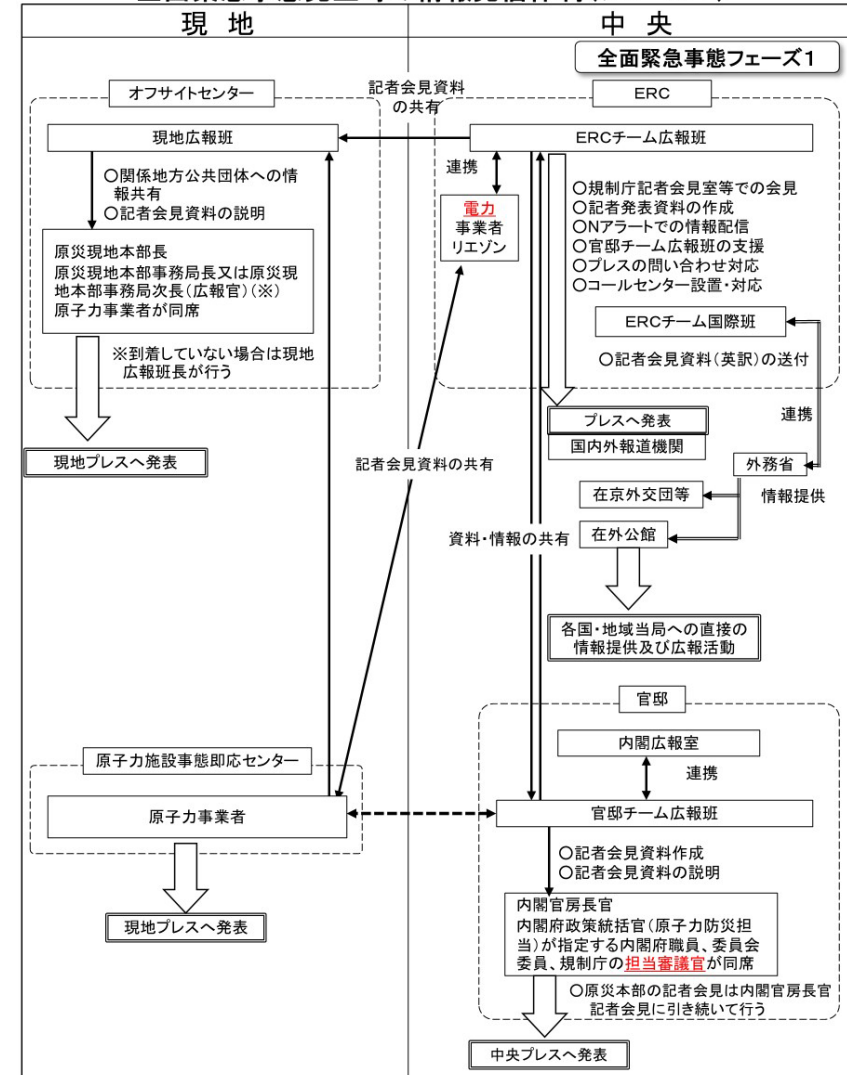
全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1)



25 広報・情報発信活動

【フェーズ1】

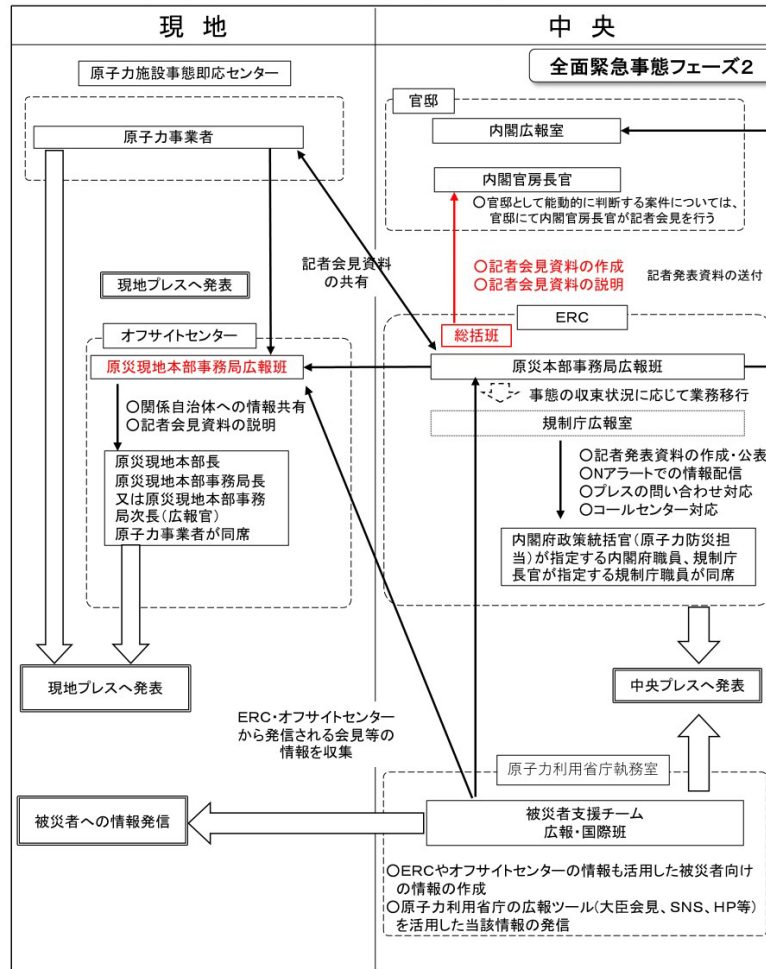
全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1)



新

【フェーズ2】

全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ2)



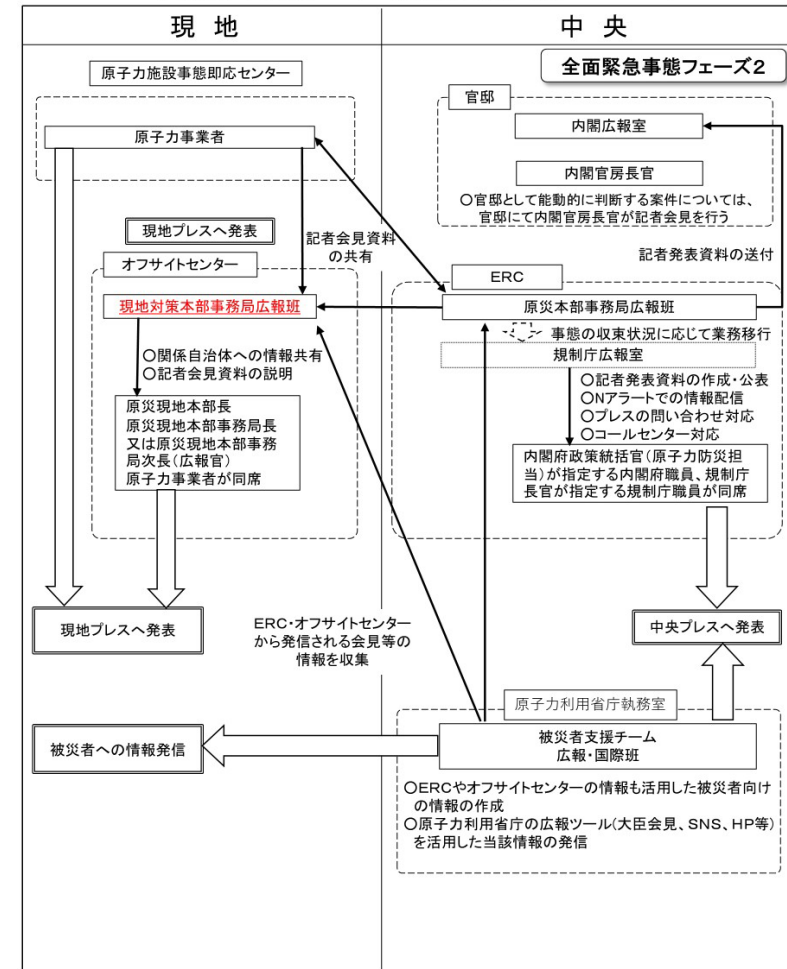
26 海外等からの支援受入れ (略)

27 行政文書の作成等、記録の保存 (略)

旧

【フェーズ2】

全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ2)



26 海外等からの支援受入れ (略)

27 行政文書の作成等、記録の保存 (略)

新		旧	
第3節 体制の変更 1 全面緊急事態が解消した場合 (略) (1) 原子力緊急事態解除宣言の発出 (略) (2) 原災本部及び原災現地本部の存置 原子力災害事後対策を実施するため、原災本部及び原災現地本部を存置する(原災法第16条)。この場合、これら対策本部については、その設置期間が満了したときに廃止されるものとする(様式-24)。 第2編 事後対策業務 第1章 事後対策業務 第1節 組織(略) 第2節 事後対策業務(略) 第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員 第1章 機能班別業務 1 各拠点別の基本的な役割 (1)～(6)(略) ①～② (略) ③広報班		第3節 体制の変更 1 全面緊急事態が解消した場合 (略) (1) 原子力緊急事態解除宣言の発出 (略) (2) 原災本部及び原災現地本部の存置 原子力災害事後対策を実施するため、原災本部及び原災現地本部を存置する(原災法第16条)。この場合、これら対策本部については、その設置期間が満了したときに廃止されるものとする。(追記) 第2編 事後対策業務 第1章 事後対策業務 第1節 組織(略) 第2節 事後対策業務(略) 第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員 第1章 機能班別業務 1 各拠点別の基本的な役割 (1)～(6)(略) ①～② (略) ③広報班	
官邸チーム広報班	(中略) ・内閣広報室との記者会見等に係る連携 ・総理、官房長官及び会見に同席する内閣府政策統括官(原子力防災担当)又は内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び委員会委員又は原子力規制技監等への記者会見資料に関する説明 (以下略)	官邸チーム広報班	(中略) ・内閣広報室との記者会見に係る連携 ・総理、官房長官及び会見に同席する内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び規制庁審議官等への記者会見資料に関する説明 (以下略)

新		旧	
④国際班（略）		④国際班（略）	
⑤プラント班（略）		⑤プラント班（略）	
ERCチームプラント班 原災本部事務局	○取りまとめ報担当業務 ・官邸、内閣府本府庁舎及びERCで共有すべきプラント情報について取りまとめた資料を作成する。 ○資料作成担当業務 ・プラント情報及び分析結果から、各種会議及び広報のための原子力施設の事故状況等に関する資料を作成する。 ○クロノロジー担当業務 ・プラントの状態及びERCチームプラント班の活動に関するクロノロジーの作成、並びにプラント情報に関する資料の官邸チームプラント班、ERCチームプラント班、ERCチーム各機能班、現地プラントチーム、原子力施設事態即応センター等への共有。 （中略） ○資料配布担当業務 ・プラント情報に関する資料の集約・配布・保存 ○事故進展予測担当業務 ・プラント情報を基に事故の進展予測を実施 <u>（削除）</u> （以下略）	ERCチームプラント班 原災本部事務局	○取りまとめ報担当業務 ・官邸、内閣府本府庁舎及びERCで共有すべきプラント情報及びERCチームプラント班の活動について取りまとめた資料を作成する。 ○資料作成担当業務 ・プラント情報及び分析結果から、各種会議及び広報のための原子力施設の事故状況等に関する資料を作成し、官邸チームプラント班、ERCチームプラント班、ERCチーム各機能班、現地プラントチーム、原子力施設事態即応センター等に共有する。 ○クロノロジー担当業務 ・プラントの状態に関するクロノロジーの作成 （中略） ○資料配布担当業務 ・プラント情報に関する資料の集約・配布・保存 ○事故進展予測担当業務 ・プラント情報を基に事故の進展予測を実施 ・ERSSから得られた情報を基に、放射性物質の放出による環境への影響評価に資するためソースタム情報を、ERCチーム放射線班等に連絡 （以下略）

新	旧				
⑥オフサイト総括班 (略) <table border="1"> <tr> <td data-bbox="112 276 219 1042"> ERCチーム放射線班 原災本部事務局 </td><td data-bbox="224 276 1108 1042"> ○総括担当業務 (略) ○記録担当業務 (略) ○モニタリング計画担当業務 ・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整 ・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析(モニタリング結果の総合的評価を含む。)し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する ・緊急時モニタリング実施計画の改定案の取りまとめ (以下略) </td></tr> </table>	ERCチーム放射線班 原災本部事務局	○総括担当業務 (略) ○記録担当業務 (略) ○モニタリング計画担当業務 ・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整 ・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析(モニタリング結果の総合的評価を含む。)し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する ・緊急時モニタリング実施計画の改定案の取りまとめ (以下略)	⑥オフサイト総括班 (略) <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 276 1240 1042"> ERCチーム放射線班 原災本部事務局 </td><td data-bbox="1245 276 2130 1042"> ○総括担当業務 (略) ○記録担当業務 (略) ○モニタリング計画担当業務 ・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整 ・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析(モニタリング結果の総合的評価を含む。)し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する ・緊急時モニタリング計画の改訂案の取りまとめ (以下略) </td></tr> </table>	ERCチーム放射線班 原災本部事務局	○総括担当業務 (略) ○記録担当業務 (略) ○モニタリング計画担当業務 ・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整 ・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析(モニタリング結果の総合的評価を含む。)し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する ・緊急時モニタリング計画の改訂案の取りまとめ (以下略)
ERCチーム放射線班 原災本部事務局	○総括担当業務 (略) ○記録担当業務 (略) ○モニタリング計画担当業務 ・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整 ・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析(モニタリング結果の総合的評価を含む。)し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する ・緊急時モニタリング実施計画の改定案の取りまとめ (以下略)				
ERCチーム放射線班 原災本部事務局	○総括担当業務 (略) ○記録担当業務 (略) ○モニタリング計画担当業務 ・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整 ・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析(モニタリング結果の総合的評価を含む。)し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する ・緊急時モニタリング計画の改訂案の取りまとめ (以下略)				
⑦放射線班 原災現地本部事務局 放射線班 (略)	⑦放射線班 原災現地本部事務局 放射線班 (略)				

新		旧	
緊急時モニタリングセンター	○企画調整担当業務 (略) ○情報収集管理担当業務 ・<u>緊急時モニタリングセンターに係るクロノロジーの作成</u> ・緊急時モニタリング結果の集約 ・緊急時モニタリングの適切な実施に必要な現地情報の把握 ・現地放射線班、ERCチーム放射線班との緊急時モニタリング結果の共有 ・関係機関との緊急時モニタリング結果の共有 ・緊急時モニタリング結果の妥当性確認と関係機関間の協議 ○測定分析担当業務 ・緊急時モニタリングの実施	緊急時モニタリングセンター	○企画調整担当業務 (略) ○情報収集管理担当業務 <u>(追記)</u> ・緊急時モニタリング結果の集約 ・緊急時モニタリングの適切な実施に必要な現地情報の把握 ・現地放射線班、ERCチーム放射線班との緊急時モニタリング結果の共有 ・関係機関との緊急時モニタリング結果の共有 ・緊急時モニタリング結果の妥当性確認と関係機関間の協議 ○測定分析担当業務 ・緊急時モニタリングの実施

新		旧	
⑧住民安全班 原災本部事務局官邸チーム住民安全班（略） 原災本部事務局E R Cチーム住民安全班（略）		⑧住民安全班 原災本部事務局E R Cチーム住民安全班（略） 原災本部事務局E R Cチーム住民安全班（略）	
住民安全班	原災現地本部事務局 ○総括担当業務（略） ○住民避難・輸送担当業務（略） ○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務（略） ○住民支援・要望対応担当業務（略）	住民安全班	原災現地本部事務局 ○総括担当業務（略） ○住民避難・輸送担当業務（略） ○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務（略） ○住民支援・要望対応担当（略）
⑨医療班（略） ⑩実動対処班 原災本部事務局官邸チーム実動対処班（略）		⑨医療班（略） ⑩実動対処班 原災本部事務局官邸チーム実動対処班（略）	
ERCチーム実動対処班	原災本部事務局 ○輸送調整担当（略） ○物資調整担当（中略） ・輸送方法について輸送調整担当へ調整依頼 ・重要・供給情報等を踏まえ物資調達に係る計画を作成 ・計画の実行（提供・受入れ依頼（輸送調整担当）（以下略）	ERCチーム実動対処班	原災本部事務局 ○輸送調整担当（略） ○物資調整担当（中略） ・輸送方法について輸送活動調整担当へ調整依頼 ・重要・供給情報等を踏まえ物資調達に係る計画を作成 ・計画の実行（提供・受入れ依頼（輸送活動調整担当）（以下略）

新		旧	
原 災 現 地 本 部 事 務 局 実 動 対 処 班	○総括担当業務 ・オンサイト対応及びオフサイト対応(避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動)に関する<u>現地での各</u>実動組織の<u>活動</u>状況に関し、現地各機能班に情報共有 ・現地各機能班で立案する計画につき、<u>現地で活動する</u>実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又はERCチーム実動対処班等との連絡・調整を実施 ・物資調達・供給活動及び緊急輸送に関する<u>現地での調整及び支援</u> <u>○実動グループ担当業務</u> ・<u>現地で活動する実動組織の活動状況の把握及び連絡調整</u> ・<u>現地住民安全班及び都道府県(現地)災害対策本部との情報共有・調整</u>	原 災 現 地 本 部 事 務 局 実 動 対 処 班	○総括担当 ・オンサイト対応及びオフサイト対応(避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動)に関する実動組織の状況に関し、現地各機能班に情報共有 ・現地各機能班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又はERCチーム実動対処班等との連絡・調整を実施 ・物資調達・供給活動及び緊急輸送に関する<u>クロノロジー作成(追記)</u>
	⑪複合災害調整班（大規模災害時のみ設置） （略） （７）被災者支援チームの役割 ①～⑥ （略） 第２章 要員配置 （要員配置の新旧対照表については省略） 第３章 外部専門家要員 １～４（略）		⑪複合災害調整班（大規模災害時のみ設置） （略） （７）被災者支援チームの役割 ①～⑥ （略） 第２章 要員配置 （要員配置の新旧対照表については省略） 第３章 外部専門家要員 １～４（略）

新	旧
第4編 その他 第1章 複合災害への対応 <u>大規模複合災害時には、政府本部と原災本部又は事故対策本部の間で、物資の調達、供給活動の要請や実動組織への協力要請など共通的な措置内容の指示・調整を一元化し、必要に応じ合同的な会議運営を図るなど効率的な運用に努める。</u> 各省庁は、複合災害の場合に備えて、それぞれの要員が重複しないよう指定しておくよう努めるものとする。 第2章～第6章（略）	第4編 その他 第1章 複合災害への対応 <u>地震・津波等と原子力事故の複合災害が発生した場合、事態に応じ、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部と原災法に基づく原災本部等を設置する。</u> <u>緊急（非常）災害対策本部が設置されている場合は、物資や輸送の手配など共通的な措置内容の集約、必要に応じ合同的な会議運営を図るなど効率的な運用に努める。</u> 各省庁は、複合災害の場合に備えて、それぞれの要員が重複しないよう指定しておくよう努めるものとする。 第2章～第6章（略）

新	旧
第5編 資料・各種様式 第1節 警戒事態 様式－1－1（略） 様式－1－2 （様式－1－2） ※様式－1－1の要請文を発出した後に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合 要請（案） （中略） 〇〇（<u>原子力</u>）発電所において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。 記 （記載例） - 施設敷地緊急事態要避難者（注）<u>及びその避難を支援する者に対しては、避難の準備を始めるよう要請すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、屋内退避の準備を始めるよう要請すること。</u> - 施設敷地緊急事態要避難者<u>及びその避難を支援する者の避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を始めること。</u> <u>施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者が屋内退避するための施設の準備をすること。</u>	第5編 資料・各種様式 第1節 警戒事態 様式－1－1（略） 様式－1－2 （様式－1－2） ※様式－1－1の要請文を発出した後に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合 要請（案） （中略） 〇〇<u>原子力</u>発電所〇〇<u>号機</u>において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。 記 （記載例） <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ</u>の施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難準備を<u>始める</u>こと。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる<u>要配慮</u>者は、屋内退避の準備を<u>始める</u>こと。 <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ</u>の施設敷地緊急事態要避難者（注）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。 （追記） <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及び</u>、UPZの住民、<u>一時滞在者その他</u>公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。

新	旧
(・同発電所から概ね30km圏内の一時滞在者に対して、帰宅するよう要請すること。) ・PAZ、UPZの住民等及び公私の団体等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。	
様式－1－3 (様式－1－3) ※様式－1－1の要請文を発出した前に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合 要請（案） 〇〇（原子力）発電所〇号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する 記	様式－1－3 (様式－1－3) ※様式－1－1の要請文を発出する前に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合 要請（案） 〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。 記
(記載例) ・同発電所のPAZ、UPZに該当する〇〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。 ・施設敷地緊急事態要避難者（注）及びその避難を支援する者に対して、避難の準備を始めるよう要請すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、屋内退避の準備を始めるよう要請すること。	(記載例) ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZに該当する〇〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。 ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避の準備を始めること。

新	旧
・施設敷地緊急事態要避難者及びその避難を支援する者の避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を始めること。 ・施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者が屋内退避するための施設の準備を始めること。 (・同発電所から概ね30km圏内の一時滞在者に対して、帰宅するよう要請すること。) ・〇〇県◇◇県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。 ・PAZ、UPZの住民等及び、公私の団体等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。 第2節 施設敷地緊急事態 様式－2 (略) 様式－3 (様式－3) 要請 (案) 〇〇電力株式会社から〇〇(原子力)発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。 記	・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。 ・〇〇県◇◇県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。 ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及び、UPZの住民、一時滞在者その他の公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。 第2節 施設敷地緊急事態 様式－2 (略) 様式－3 (様式－3) 要請 (案) 〇〇電力株式会社から〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。 記

新	旧
(記載例) - 施設敷地緊急事態要避難者（注）<u>及びその避難を支援する者に対しては</u>、安全な避難が可能となり、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難する<u>よう要請すること</u>。ただし、<u>施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては</u>、<u>安全な形で避難できる準備が整うまでの間は</u>、<u>屋内退避するよう要請すること</u>。 <u>同発電所から概ね5 km圏内（PAZ）の住民等（施設敷地緊急事態要避難者及びその避難等を支援する者を除く）に対しては</u>、<u>は避難の準備を始めるよう要請すること</u>。 <u>また、避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を始めること。</u> <u>同発電所から概ね5 kmから30 km圏内（UPZ）の住民に対して</u>、<u>屋内退避の準備を開始するよう要請すること</u>。<u>また、必要に応じ、自宅等で屋内退避できない者が屋内退避するための施設の準備を始めること</u>。<u>当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は</u>、避難の準備が整い安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。 - PAZ及びUPZの住民、<u>一時滞在者その他公私の団体等に対して</u>、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意する<u>よう要請すること</u>。	(記載例) <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者</u> （注）は、安全な避難が可能となる<u>までの間は屋内退避し</u>、避難<u>手段</u>の準備が整い<u>安全な避難が可能となった段階で</u>安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる<u>要配慮者</u>は、屋内退避すること。 <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は</u>、<u>安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い、安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。</u> <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）は避難準備を始めること。</u> <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。</u> <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のUPZの住民は</u>、<u>屋内退避の準備を始めること</u>。<u>当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は</u>、<u>避難の準備が整い安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。</u> <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は</u>、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

新	旧				
第3節 全面緊急事態（フェーズ1） 様式－4 （様式－4） 公示（案） （中略） <table border="1" data-bbox="152 475 1099 1485"> <tr> <td data-bbox="152 475 443 1485"> 3. 1. の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項 </td><td data-bbox="443 475 1099 1485"> （記載例） ・ <u>同発電所から概ね5 k m圏内（P A Z）</u>の住民等は、<u>地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。</u> ・ <u>同発電所から概ね5 k mから3 0 k m圏内（U P Z）</u>の住民等は、<u>地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移</u> </td></tr> </table>	3. 1. の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	（記載例） ・ <u>同発電所から概ね5 k m圏内（P A Z）</u>の住民等は、<u>地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。</u> ・ <u>同発電所から概ね5 k mから3 0 k m圏内（U P Z）</u>の住民等は、<u>地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移</u>	第3節 全面緊急事態（フェーズ1） 様式－4 （様式－4） 公示（案） （中略） <table border="1" data-bbox="1176 475 2130 1198"> <tr> <td data-bbox="1176 475 1467 1198"> 3. 1. の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項 </td><td data-bbox="1467 475 2130 1198"> （記載例） ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のU P Zの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u> </td></tr> </table> 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	3. 1. の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	（記載例） ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のU P Zの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u>
3. 1. の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	（記載例） ・ <u>同発電所から概ね5 k m圏内（P A Z）</u>の住民等は、<u>地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。</u> ・ <u>同発電所から概ね5 k mから3 0 k m圏内（U P Z）</u>の住民等は、<u>地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移</u>				
3. 1. の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	（記載例） ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のU P Zの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u>				

新	旧
<u>動できるようにすること。</u> ・<u>屋内退避の対象となる地域の住民等に対しては、</u>防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、<u>国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動すること。</u> 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 様式－５ (様式－５) 指示（案） (中略) 〇〇（<u>原子力</u>）発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第１５条第３項の規定に基づき下記のとおり対応する指示する。 記 (記載例) ・<u>同発電所から概ね５ｋｍ圏内（ＰＡＺ）の住民等に対しては、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し（別紙参照）、慌てることなく落ち着いて避難するよう指示すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続するよう指示すること。</u>	様式－５ (様式－５) 指示（案） (中略) 〇〇<u>原子力</u>発電所〇号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第１５条第３項の規定に基づき下記のとおり対応する指示する。 記 (記載例) ・<u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＰＡＺの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し（別紙参照）、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u>

新	旧
・ <u>同発電所から概ね5 k mから3 0 k m圏内（U P Z）の住民等に対して、地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避するよう指示すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避するよう指示すること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移動できるようにすること。</u> ・ <u>屋内退避の対象となる地域の住民等に対しては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。</u> 様式－ 6 (様式－ 6) 令和〇〇年〇〇（<u>原子力</u>）発電所事故に係る 原子力緊急事態宣言（案） 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇（<u>原子力</u>）発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象（例：原子炉注水機能の喪失）が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと認めた。 このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。	・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のU P Zの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、</u>防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。 様式－ 6 (様式－ 6) 令和〇〇年〇〇<u>電力株式会社</u>〇〇<u>原子力</u>発電所事故に係る 原子力緊急事態宣言（案） 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇<u>原子力</u>発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象（例：原子炉注水機能の喪失）が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと認めた。 このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

新	旧
(記載例) 現在、〇〇原子力発電所の敷地外への放射性物質の漏洩は、認められない。 <u>同発電所において、事態の収束に向けた複数の対策を実施しており、事態の収束に向けた対策が有効に機能すれば、放射性物質が放出される事態に至らず、事態は収束していくと思われるが、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、万が一放射性物質が放出される事態に備え、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避等の対策を実施する。</u> <u>なお、仮に事態の収束に向けた対策が全て有効に機能せず、放射性物質が放出される事態に至る場合があるとしても、〇日程度の時間的余裕が見込まれるので、地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動すること。</u> 具体的には、<u>同発電所から概ね5 k m圏内（P A Z）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでは、屋内退避を継続すること。</u> また、<u>同発電所から概ね5 k mから3 0 k m圏内（U P Z）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避を実施すること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内退避を実施できるようにすること。</u> 今後、<u>事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や、避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従</u>	(記載例) 現在、〇〇原子力発電所の敷地外への放射性物質の漏洩は、認められない。 <u>〇〇原子力発電所において、複数の対策を実施しており、炉心の損傷や格納容器の破損という事態に至らぬよう努めていく。</u> 仮にこうした対策が全て有効に機能せず、<u>ベント操作により少量の放射性希ガスを放出する</u>事態に至る場合があるとしても、〇日程度の時間的余裕が見込まれる。 <u>こうした状況下で、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。</u> 具体的には、<u>〇〇原子力発電所から概ね5 k m圏内（P A Z）の住民等は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、原則、安定ヨウ素剤を服用し、慌てることなく落ち着いて、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間、屋内退避を継続すること。</u> また、<u>避難等を行う上記の地域を除く、〇〇原子力発電所から概ね5 k mから3 0 k m圏内（U P Z）の住民等は、屋内退避を継続すること。今後、状況を見て、屋内退避の解除や、必要な場合には、しっかりと準備を整えた上で、避難指示を行うので、それまでの間、落ち着いて屋内退避を続けること。</u> 政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を〇〇県〇〇町オフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。 <u>また、事態の推移や放射線モニタリングの結果の迅速な情報提供を行い、状況に応じ、更なる指示を発していく。</u>

新	旧
<u>って</u>落ち着いて<u>行動する</u>こと。 政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を〇〇県〇〇町オフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。 <u>繰り返しになるが、現時点では、放射性物質が放出される事態に至っていないので、</u>国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動<u>すること。</u> 様式－７ (様式－７) (中略) 令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇〇 <u>(原子力)</u> 発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について (以下略) 様式－８ (様式－８) (案) 令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇 <u>(原子力)</u> 発電所事故に係る 原子力災害対策本部の設置について (中略) ２．本部の構成は、次のとおりとする。 本 部 長 内閣総理大臣 副 本 部 長 内閣官房長官 環境大臣 <u>内閣府特命担当大臣(原子力防災)</u> (以下略) 様式－９ (略)	<u>このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、</u>国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動<u>していただきたい。</u> 様式－７ (様式－７) (中略) 令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について (以下略) 様式－８ (様式－８) (案) 令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る 原子力災害対策本部の設置について (中略) ２．本部の構成は、次のとおりとする。 本 部 長 内閣総理大臣 副 本 部 長 内閣官房長官 環境大臣 <u>(追記)</u> (以下略) 様式－９ (略)

新	旧
様式－１０ (様式－１０) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（<u>原子力</u>）発電所事故に係る 原子力災害現地対策本部の設置について 〔 令和〇〇年〇〇月〇〇日 原子力災害対策本部長決定 〕 原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１７条第９項に 基づき、下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（<u>原子力</u>）発電所事故 に係る原子力災害現地対策本部を設置する。 記 １．現地本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。 (1) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（<u>原子力</u>）発電所事故に係る原 子力災害対策本部	様式－１０ (様式－１０) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇<u>原子力</u>発電所事故に係る 原子力災害現地対策本部の設置について 〔 令和〇〇年〇〇月〇〇日 原子力災害対策本部長決定 〕 原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１７条第９項に 基づき、下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇<u>原子力</u>発電所事故に係 る原子力災害現地対策本部を設置する。 記 １．現地本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。 (1) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇<u>原子力</u>発電所事故に係る原子力 災害対策本部

新	旧
様式－１１－１ (様式－１１－１) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>（原子力）</u> 発電所事故に係る 原子力災害対策副本部長等の指名等について (中略) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>（原子力）</u> 発電所事故に係る原子力災害対策本部について、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１７条第５項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策副本部長に指名する者並びに同条第７項第３号及び同条第８項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策本部員又は原子力災害対策本部の職員に任命する者は以下の者とする。 (以下略)	様式－１１－１ (様式－１１－１) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る 原子力災害対策副本部長等の指名等について (中略) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る原子力災害対策本部について、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１７条第５項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策副本部長に指名する者並びに同条第７項第３号及び同条第８項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策本部員又は原子力災害対策本部の職員に任命する者は以下の者とする。 (以下略)
様式－１１－２ (様式－１１－２) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>（原子力）</u> 発電所事故に係る 原子力災害現地対策 本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について (中略) 原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１７条第１４項に基づき、下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>（原子力）</u> 発電所事故に係る原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を指名する。 (以下略)	様式－１１－２ (様式－１１－２) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る 原子力災害現地対策 本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について (中略) 原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１７条第１４項に基づき、下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を指名する。 (以下略)

新	旧
様式－１２ (様式－１２) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>（原子力）</u> 発電所事故に係る 原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序について て (中略) 原子力災害対策特別措置法第１７条第６項に規定する原子力災害対策本部長 があらかじめ定める原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副 本部長の順序は、次の順のとおりとする。 内閣官房長官 環境大臣 <u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u> 原子力規制委員会委員長 経済産業大臣＊ 文部科学大臣＊ 内閣府特命担当大臣（防災） 様式－１３（略）	様式－１２ (様式－１２) (案) 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る 原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序について て (中略) 原子力災害対策特別措置法第１７条第６項に規定する原子力災害対策本部長 があらかじめ定める原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副 本部長の順序は、次の順のとおりとする。 内閣官房長官 環境大臣 原子力規制委員会委員長 <u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u> 経済産業大臣＊ 文部科学大臣＊ 内閣府特命担当大臣（防災） 様式－１３（略）

新	旧
様式－１４ (様式－１４) 原子力被災者生活支援チームの設置について (中略) 〇〇 <u>(原子力)</u> 発電所事故による原子力災害被災者の生活支援について、 「令和〇〇年（〇〇〇〇年〇〇 <u>(原子力)</u> 発電所事故に係る原子力災害対策本部）の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。 (以下略)	様式－１４ (様式－１４) 原子力被災者生活支援チームの設置について (中略) 〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故による原子力災害被災者の生活支援について、「令和 〇〇年（〇〇〇〇年〇〇 <u>原子力</u> 発電所事故に係る原子力災害対策本部）の下 に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。 (以下略)
様式－１５ (様式－１５) (案) 緊急事態応急対策等に関する実施方針 (略) 〇〇 <u>(原子力)</u> 発電所事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を 発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。 今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがある ことから、以下の方針に則り、緊急事態応急対策等に取り組むこととする。 (以下略)	様式－１５ (様式－１５) (案) 緊急事態応急対策等に関する実施方針 (略) <u>〇〇電力株式会社〇〇発電所</u> 事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急 事態宣言を発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。 今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがある ことから、以下の方針に則り、緊急事態応急対策等に取り組むこととする。 (以下略)
様式－１６（略） 様式－１７（略） 様式－１８（略）	様式－１６（略） 様式－１７（略） 様式－１８（略）

新	旧				
様式－１９ (様式－１９) 公示（案） （中略） <table border="1" data-bbox="152 427 1102 1481"> <tr> <td data-bbox="159 435 439 563"> ３．１．の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項 </td><td data-bbox="465 435 1095 1481"> (記載例) ・ <u>同発電所から概ね５ｋｍ圏内（ＰＡＺ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。</u> ・ <u>同発電所から概ね５ｋｍから３０ｋｍ圏内（ＵＰＺ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移動できるようにすること。</u> </td></tr> </table>	３．１．の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	(記載例) ・ <u>同発電所から概ね５ｋｍ圏内（ＰＡＺ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。</u> ・ <u>同発電所から概ね５ｋｍから３０ｋｍ圏内（ＵＰＺ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移動できるようにすること。</u>	様式－１９ (様式－１９) 公示（案） （中略） <table border="1" data-bbox="1176 427 2130 1198"> <tr> <td data-bbox="1182 435 1462 563"> ３．１．の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項 </td><td data-bbox="1489 435 2119 1198"> (記載例) ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＰＡＺの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＵＰＺの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＰＡＺ及びＵＰＺの住民一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u> </td></tr> </table>	３．１．の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	(記載例) ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＰＡＺの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＵＰＺの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＰＡＺ及びＵＰＺの住民一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u>
３．１．の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	(記載例) ・ <u>同発電所から概ね５ｋｍ圏内（ＰＡＺ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。</u> ・ <u>同発電所から概ね５ｋｍから３０ｋｍ圏内（ＵＰＺ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移動できるようにすること。</u>				
３．１．の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項	(記載例) ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＰＡＺの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＵＰＺの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。</u> ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のＰＡＺ及びＵＰＺの住民一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u>				

新	旧
・<u>屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動すること。</u> (追加事項) ・<u>同発電所のUPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区の住民は、地方公共団体の指示に従い一時移転の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に慌てることなく落ち着いて一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。</u> ・<u>同発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。</u> ・<u>一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</u> 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	3. 1. の区域内の 居住者等に対し周知 させるべき事項 (追加事項) ・<u>〇〇電力株式会社〇〇原子力</u>発電所のUPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区の住民は、一時移転<u>手段</u>の準備が整い<u>安全な一時移転が可能とな</u>った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。 ・<u>〇〇電力株式会社〇〇原子力</u>発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。 (追記) 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

新	旧
様式－２０ (様式－２０) 指示 (案) (中略) 〇〇 (原子力) 発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。 記 (記載例) ・ <u>同発電所</u>からUPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区の住民<u>に対し</u>、<u>地方公共団体の指示に従い</u>、一時移転の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に<u>慌てることなく落ち着いて</u>一時移転をする<u>よう指示</u>すること。また、一時移転に際しては、避難退城時検査等を受ける<u>よう指示</u>すること。 ・ <u>同発電所</u>のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控える<u>よう指示</u>すること。 ・ 一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民<u>に対し</u>、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意する<u>よう指示</u>すること。	様式－２０ (様式－２０) 指示 (案) (中略) 〇〇<u>原子力</u>発電所〇号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。 記 (記載例) ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力</u>発電所<u>から</u>UPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区の住民は、一時移転<u>手段</u>の準備が整い<u>安全な一時移転が可能となった</u>段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退城時検査等を受けること。 ・ <u>〇〇電力株式会社〇〇原子力</u>発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。 ・ 一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
様式－２１ (様式－２１) (案) 安定ヨウ素剤服用の指示 (中略) 〇〇〇 (原子力) 発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定に基づき下記のとおり指示する。 (以下略)	様式－２１ (様式－２１) (案) 安定ヨウ素剤服用の指示 (中略) 〇〇〇<u>原子力</u>発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定に基づき下記のとおり指示する。 (以下略)

新	旧
様式－２２－１ (様式－２２－１) 指 示 (案) (非常 緊急) <u>災害対策本部長</u> (※) 原子力災害対策本部長 名 〇〇 (原子力) 発電所で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で (災害対策基本法第５０条に基づく災害応急対策又は) (※) <u>原子力災害対策特別措置法第２６条に基づく</u> 緊急事態応急対策を行う防災業務関係者 (実動組織を含む。) の放射線防護について、 <u>第２８条第２項</u> (災害対策基本法 <u>第２８条の６第２項</u> 及び※) 原子力災害対策特別措置法第２０条第２項に基づき、下記のとおり指示する。 (※該当しない場合は不要な記載を削除) (以下略)	様式－２２－１ (様式－２２－１) 指 示 (案) 原子力災害対策本部長 名 〇〇 <u>原子力</u> 発電所 <u>第○号機</u> で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者 (実動組織を含む。) の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項に基づき、下記のとおり指示する。 (以下略)

新	旧
様式－２２－２ (様式－２２－２) 指 示 (案) (略) (非常 緊急)災害対策本部長) (※) 原子力災害対策本部長 名 〇〇(原子力)発電所については、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされたことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で(災害対策基本法第５０条に基づく災害応急対策又は) (※) 原子力災害対策特別措置法第２６条に基づく緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、(災害対策基本法第28条第2項及び) (※) 原子力災害対策特別措置法第２０条第２項に基づき、下記のとおり指示する。 (※該当しない場合は不要な記載を削除) (以下略)	様式－２２－２ (様式－２２－２) 指 示 (案) 原子力災害対策本部長 名 (略) 〇〇原子力発電所第○号機については、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされたことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項に基づき、下記のとおり指示する。 (以下略)

新	旧
様式－２２－３ (様式－２２－３) 指 示 (案) (非常 緊急)災害対策本部長) (※) 原子力災害対策本部長 名 〇〇(原子力)発電所からの放射性物質の放出に備え、<u>原子力災害対策指針に定められた</u>〇ＩＬに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又は〇ＩＬ１若しくは〇ＩＬ２に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で<u>(災害対策基本法第５０条に基づく災害応急対策又は) (※) 原子力災害対策特別措置法第２６条に基づく</u>緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、<u>(災害対策基本法第２８条第２項及び) (※) 原子力災害対策特別措置法第２０条第２項に</u>基づき、下記のとおり指示する。<u>(※該当しない場合は不要な記載を削除)</u> (以下略)	様式－２２－３ (様式－２２－３) 指 示 (案) 原子力災害対策本部長 名 〇〇<u>原子力</u>発電所<u>第〇号機</u>からの放射性物質の放出に備え、〇ＩＬに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又は〇ＩＬ１若しくは〇ＩＬ２に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項に基づき、下記のとおり指示する。 (以下略) 様式－２２－４ <u>(削除)</u>

新	旧
第４節 全面緊急事態（フェーズ２） 様式－２３ （様式－２３） （案） 〇〇（<u>原子力</u>）発電所<u>事故</u>に係る原子力緊急事態解除宣言 原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第４項の規定に基づき、〇〇（<u>原子力</u>）発電所<u>事故</u>に係る原子力緊急事態解除宣言を発する。	第４節 全面緊急事態（フェーズ２） 様式－２３ （様式－２３） （案） <u>〇〇電力株式会社〇〇発電所に係る</u>原子力緊急事態解除宣言 原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第４項の規定に基づき、<u>〇〇電力株式会社〇〇発電所に係る</u>原子力緊急事態解除宣言を発する。

新	旧
<u>様式－２４</u> ○内閣府告示第 号 (案) 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき設置した令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部は、令和〇年〇月〇日をもって廃止したので、同法第十六条第二項及び第十七条第十項の規定により告示する。 令和 年 月 日 内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○	<u>様式－２４（新設）</u>